

第十回 参議院農林委員會會議錄第三十六号

昭和二十六年五月二十二日(火曜日)午後一時五十分開会

○森林法案(衆議院提出)

○森林法施行法案(衆議院提出)

○国有林野法案(片柳眞吉君外九名発議)

○国有林野整備臨時措置法案(片柳眞吉君外九名発議)

○食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) これより委員会を開きます。先ず最初に当委員会に付託になりました森林法案及び森林法施行法案につきまして発議者から提案理由の説明を求めるところにいたします。衆議院議員の野原君にお願いいたします。

○衆議院議員(野原正勝君) 只今議題となりました森林法案及び森林法施行法案の提案理由を御説明いたします。

我が国の森林は、敗戦による領土喪失の結果、戦前に比べまして、面積で約六割、蓄積で約七割弱に減少いたしましたのであります。これに對しまして木材その他の林産物の需要は、戦後の復旧資材、建築用材、パルプ用材等ますます増大しておりまして、戦時中からの過伐の傾向はますます強くなり、成長量の数倍のものが伐採せられ森林の蓄積はとみに減耗しつつある状態でありま。

一方伐採後の造林は戦後におきますインフレーション等の悪影響により

まして思うように進捗しないで年々造林面積は伐採面積に追付かず、戦時中及び戦後の伐採跡地が、造林未済のまま相当面積放置せられている次第であります。

このような激伐並びに植伐の不均衡によりまする森林荒廃の結果近年数次に亘る風水害により甚大なる被害をこうむつておるのであります。このまま放置して置きますれば、木材その他の林産物の給源が枯渇して、国民経済の維持発展に大きい支障を来たすと共に、治山治水その他国土の保全を阻害し、ために国民生活の基礎を危くする誘因となつて、誠に憂慮すべき事態の到来が予想せられるのであります。

ここにおきまして、森林施策を改善し、合理的伐採を実施し、特に幼壯齡林の保護に努めると共に造林の促進、奥地林分の開発等の措置を講じ、以て、森林の保続培養と森林生産力の発展を図ることが緊要と存するのであります。

終戦後政府におきましても造林五カ年計画の実施、治山事業の強化、林業金融の円滑化等の諸対策を講じ、更に、先に臨時立法法としましての造林臨時措置法の実施による造林の励行を図つており、これらの対策は徐々にその効果を挙げつつありますが、この際更にその完全な実効を期すると共に、今後における森林施策の基礎を固めるために、この度我が国森林の基本法であります森林法を再検討いたしましたして、現行森林法を廃止し、新たに本法を制定

定いたしました存する次第であります。

この法案におきましては、現行法と比べて二つの点について根本的改正を考へておるのであります。その一つは、営林のため従来の施業案の制度を改めまして国の責任の下に行政庁において森林計画を編成実施し、森林施業の基準を示しますと共にその責任の所在を明らかにいたしたことであり、もう一つの点としましては、現行法の下では施業案と不可分の関係にありまする森林組合の制度を改め強制加入の制度から協同主義の組合に改組し、その民主化を図つたことであります。

この二つによりまして森林施業が的確に行われるための基礎条件を確立したいと思ふのであります。その他の点におきましては、おおむね現行法とほぼ同様であります。法律の運用上森林及び森林所有者の定義を明らかにいたしましたことを初めとして補足的改正を加えますと共にその体裁におきまして、最近の立法例に倣つて全面的に修正をいたした次第であります。

次に森林法施行法について御説明申し上げます。先ほど御説明申し上げましたように、森林法の全面的改正を行いますので現行森林法は廃止することになります。これに伴ひまして、新法施行の際におきます経過的諸規定を設けること並びに関係法律中に所要の改正を加えるためこの法律を制定いたしました存するのであります。

この法案におきましては、新法が円滑に実施せられますように特に二つの点に重点を置いたのであります。その一つは、現在の森林組合は定款変更の手続によりまして、新しい組合に移行できることを規定しております。もう一つは、森林計画の実施によりまして、幼齡林の伐採の制限を受けた森林所有者に對しまして、長期で低利の資金を融通する措置を講ずることとしたことでありまして、先般成立いたしました農林漁業資金融通法を一部改正し、農林漁業資金融通特別会計からこの資金を融通しまして、幼齡林を適正な伐期まで維持することができるよう、に、それによりまして可及的に森林施業の合理化を期したいと存する次第であります。

何とぞ両法案を御審議の上速かに可決せられますよう御願いたします。

○委員長(羽生三七君) それでは本案につきましては本日提案理由の説明を聴取するだけに止めまして質疑は次回からにいたしたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) それでは次に国有林野法案及び国有林野整備臨時措置法案につきまして前日に引續いて質疑を続けることにいたします。

○江田三郎君 この臨時措置法の問題ですが、これはまあ文字のごとく臨時措置であつて、本格的な整備というものは触れていないわけでありまして、今後、例えば治山、治水、或いは利水、或いは防風林とか防砂林とかそういうものと関連した本格的な国有林

野の整備ということについてはどういうふうに行なつて行かれる考へでありますか。

○片柳眞吉君 この臨時措置法は、附則にありますようにまあ三年間の臨時立法でありまして、根本的な計画は、これは政府の考へ方もあると思ひますが、やはり中央森林審議会等で十分検討いたしましてこの三カ年の間に十分案を練りまして、再び政府なり、或いは議員提出で、かようにいたしたいと考へております。

○江田三郎君 もう一つ、この臨時措置法の場合の払下げ、又は交換をするときに農林大臣が自由にやれることになつてゐるわけですが、このことは従来のいふ／＼な経験から行きますといふと、かような問題がやもすれば政治的に利用される虞れがないとは言えないわけでありまして、そういうことを抑制するために森林審議会というふうなものを一つの諮問機関として活用して行くお考へはありませんか。

○片柳眞吉君 この交換その他の売却につきましてもできるだけお話のような悪い意味の政治的な色彩が入りませんように少くとも根本的な基準等につきましては、これは中央の審議会で十分基準を作りまして、それに準拠して実施をいたしたい、そういうふうにて考へております。

○江田三郎君 只今のお答の点は何が規則か何かで入るわけですか。

○政府委員(横川信夫君) 法律の表面には出て参つておりませんけれども、

森林法のほうで林政に関する重要な点は森林審議会の諮問にかけることができるといふことになっております。その運用で図つて参りたいと考えております。

○委員長(羽生三三君) お諮りいたしますが、藤野さんが委員外の質問を求められておりますので御了承願います。

○委員外議員(藤野繁雄君) 国有林野整備臨時措置法の第三条によりまして延納の特約をした場合に徴します確実な担保といふのはどんなものであるか、国債以外に不動産のようなものも認められるのであるか、お伺いしたいのであります。

○政府委員(横川信夫君) この問題は、性質をきめ直すのに大蔵大臣と協議をしなければならぬ建前になっておるのであります。大体只今までの取扱では国債、地方債又は財務局長が確実と認むる社債といふようなことが建前でございまして、そのほかに土地とか、家屋或いは登記をいたしました船舶といふようなものも担保の対象になるような取扱になつております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 竹林、特用樹種についても部分林を設けられる考えであるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) 特用樹種につきましては、場合によりまして部分林を設定することがあります。例えば楠のごときは従来部分林の対象樹木として取扱つておるのであります。が、竹林のようなものは御承知のように一度竹林を作りますと永久に竹林として続くものでございまして、部分林の性質といたしましては、少し適当でないように考えられますのでさうなものは貸付をするといふような取扱で取扱つて参りたい。そのほか果とかはせごとかいふようなものもございまして、これらの分収の方法が非常に困難でございまして、やはり貸付といふことで取扱つて参りまして、特用樹種のうちでも楠くらいが部分林の対象となる、さうに考えておるのであります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 国有林野を売却した代金の延納については借入金金の範囲に入るのかどうか。範疇に入るの範囲に入らなければ、地方の公共団体の起債の枠に入れるものであるかどうか、この点お伺いしたいのであります。

○政府委員(横川信夫君) 延納代金額は積極的に借入れしましたものではございませんので、それ自体としては借入金金であると考えております。従つてその代金それ自体は起債の枠の外であらうと考えております。なお代金支払のために起債し得るかどうかといふことは地方自治庁とも相談をいたしておるところであります。大体起債の枠として認められるであらうといふ只今のところでは見解であります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 国有林野整備臨時措置法によつて国有林を地方公共団体に払下げたならばその払下げを受けたところの地方公共団体は財政上にどれだけのプラスになるとお考えであるか、又地方公共団体の山林としての基本財産は現在どれくらいであるか、又その町村の数はどれくらいであるか承りたいと思ふのであります。

く御説明がございましたように、国有林の国土保安、或いは森林資源の維持培養、その他国有林の性質から離してもいいといふものを臨時的に処分する案でございまして、そのもの自体が地方財政に寄与するといふ目的で処分をいたすものではございません。併し払下げを受けた公共団体が極めて熱心に森林の経営を行いますれば、将来は相当地方の財政に寄与することが多いのではないかとお伺いのでございまして、現在でも町村で町村有林を非常に立派に経営をいたしまして、殆んど町村税を徴しなくてもいいといふような実例がありますので、でき得ますだけ、私ども山の取扱を指導いたしまして、そういう立派な成績を挙げておられますところを御つて、間接的ではあります。又将来ではありますけれども、町村財政に寄与させたいと考へております。なお地方の公共団体の山林はどれくらいあるかといふことは後ほど資料をお届けいたすことにいたします。

○委員外議員(藤野繁雄君) 国有林野の経営事業の損益計算の状況を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) 国有林野の経営は昭和二十二年から特別会計に入つておるのであります。あまり立派な成績が挙つておりませんので誠に申訳ないと思つておるのであります。昭和二十二年は純益が給与改訂をいたしました損益計算を見た結果は約六千万円でございます。二十三年度におきましてはその純益が二億六千万円、それから二十四年度では一千万円でありまして、三ヶ年合算して三億三千万円ほどに相成つております。なお二十五

年度につきましてはまだ財産の増減が判明いたしてありませんので、どれくらいの純益を挙げておるかといふことはすつかりわかりませんのであります。が、大体収支だけを取つて見ますと、約二十四億の黒字に相成つておるような次第であります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 部分林の契約は八十年以内としてあるものであります。が、その期間を樹種別に地域別にどんなふうになつてゐるか承りたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) 細かく地方別に申上げる資料を持っておりますが、大体樹種別に、大まかな地方別の見当を申上げますと、から松では北海道地方が二十五年から大体四十年ぐらゐに相成つております。それから杉ですと、東北地方が五十年から六十年ぐらゐ、それから中部日本では、四十年から五十五年、四国、九州では三十五年から四十五年に相成つておるのであります。これが森林の成育状況によりまして、適当に、伐採する時期でな

○委員外議員(藤野繁雄君) 国有林野であつても、崩壊地の復旧、海岸の砂防等の公共性の強い事業の経費は、一般会計から繰入で賄ふべきものであると考へるのであります。これについての御意見を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) 私ども以前からお話のような主張をいたしておつたのであります。が、なか／＼長いこと一般会計から繰入をして頂くといふようなことができずにおつたのであり

ます。幸い二十五年度から昔からの崩壊地、或いは海岸の飛砂地といふようなもののために一億八千七百万円ほど繰入を頂いております。将来も九州の白洲地帯とか、或いは全国各地にある昔からの大きな崩壊地或いは海岸の飛砂地等につきましては、でき得ますだけ一般会計から繰入をお願い申し上げたいと考えておるようなところであります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は、国有林野の経営について経営区ごとに民主的な委員会を作つて、地元の意向を反映せしめるのが適当であらうと考へるものであります。これに對するお考えを承りたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) 国有林の施設計画を決定いたしましたために審議會を開くのであります。その審議會は現地審議會と、それから常務局で行います審議會と二つあるのであります。現地でいいます審議會には、町村長、或いは地方の木材関係の産業の経営者、或いは学識経験者といふような方がたの御参集を願ひまして、十分国有林の経営方針につきまして、御検討を願ふことに現在もいたしておるのであります。なお全体の問題につきましては、各県ごとに経営審議會といふようなものを、これは法的な基礎も何もないのであります。開きまして、県内の国有林の経営の方針につきまして、広く各方面の御意見を伺ひたいと思つて、でき得ますだけ民意に、民意といふ言葉は少し適当でないかも知れませんが、さういふような施策方法を講じて現在もおるのであります。将来もでき得ますだけこの範囲を拡げて参る、かように考えております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は、国有林野の経営について経営区ごとに民主的な委員会を作つて、地元の意向を反映せしめるのが適当であらうと考へるものであります。これに對するお考えを承りたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) 国有林の施設計画を決定いたしましたために審議會を開くのであります。その審議會は現地審議會と、それから常務局で行います審議會と二つあるのであります。現地でいいます審議會には、町村長、或いは地方の木材関係の産業の経営者、或いは学識経験者といふような方がたの御参集を願ひまして、十分国有林の経営方針につきまして、御検討を願ふことに現在もいたしておるのであります。なお全体の問題につきましては、各県ごとに経営審議會といふようなものを、これは法的な基礎も何もないのであります。開きまして、県内の国有林の経営の方針につきまして、広く各方面の御意見を伺ひたいと思つて、でき得ますだけ民意に、民意といふ言葉は少し適当でないかも知れませんが、さういふような施策方法を講じて現在もおるのであります。将来もでき得ますだけこの範囲を拡げて参る、かように考えております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は、国有林野の経営について経営区ごとに民主的な委員会を作つて、地元の意向を反映せしめるのが適当であらうと考へるものであります。これに對するお考えを承りたいと思ふのであります。

○政府委員(横川信夫君) 国有林の施設計画を決定いたしましたために審議會を開くのであります。その審議會は現地審議會と、それから常務局で行います審議會と二つあるのであります。現地でいいます審議會には、町村長、或いは地方の木材関係の産業の経営者、或いは学識経験者といふような方がたの御参集を願ひまして、十分国有林の経営方針につきまして、御検討を願ふことに現在もいたしておるのであります。なお全体の問題につきましては、各県ごとに経営審議會といふようなものを、これは法的な基礎も何もないのであります。開きまして、県内の国有林の経営の方針につきまして、広く各方面の御意見を伺ひたいと思つて、でき得ますだけ民意に、民意といふ言葉は少し適当でないかも知れませんが、さういふような施策方法を講じて現在もおるのであります。将来もでき得ますだけこの範囲を拡げて参る、かように考えております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は、国有林野の経営について経営区ごとに民主的な委員会を作つて、地元の意向を反映せしめるのが適当であらうと考へるものであります。これに對するお考えを承りたいと思ふのであります。

るけれども、実際問題から言うと、現に飼育頭数が百頭いる村において牛を

放牧する際に、どうしても一頭当り二町歩近うのものが要る、そうすると二百町歩というものがそこに考えられなければならないのに、鬱蔽度が三割以上であるからという機械的な態度でこれを開放しない。そういうようなことを、第一線のほうではやつておるために、非常に国有林は誤解を受けておるのがあります。私もこれをみました場合に、案としては結構だけれども、運用は相当にむずかしい点があるのではな

いております。つまり事件の対象にならなければならないことを十分にお考えにならなければならない。私はそこで確たる線を中央自身がこしらえて、そうしてこれを出先に示すことが最も必要だ、私はこういうふうに見えるものであります。本案については賛成をいたします。

○宮本邦彦君 私は参議院自由党を代表いたしました。本案に賛成をいたします。つきましては、一、二点希望を申し上げて置きますが、先ほど衆議院の野原議員から、森林法の提案理由を伺いました。非常に民有林としまして、山林所有者が相当に圧迫され、束縛される法案であります。それに対しまして、同じ山林であり、日本の山林の三分の一を占めておられる国有林が全然これに対して何ら方法を講じないということはどうかと思うというふうな輿論からして、この法案が出たのではないかという感じがいたしてならないのであります。例えば国有林野法案から見ても、農地調整法であるとか、自作農創設、ああいうふうな法律によつて、民有林がいろいろとそれに対して処置されたのを、国有林も当然同じ轍を踏んだのであります。そのことが今漸く法案になつて出て来たようなやつこうであります。又

林野の整備臨時措置法としまして、これはもうとうとう地元の住民の便宜のために、飛地であるとか、又境界の不明なところは法制化して、速かに国有林の整備を完了するようにすべきであつたのを、漸く今頃出て来たというふうな感じがいたしておるのであります。併し何れともあれ、国有林が象牙の塔から出て民主化の一步を踏み出したと

いうことは、非常に結構なことでありまして、この両法案に対して賛成の意を表する次第であります。併しながら今申上げましたように、ただこれがどうも枝葉末節の政治の感じがいたすのであります。根本に触れてないということ、私は、私ばかりではありません、ほかの委員からも申上げたことがあるのであります。近くこの森林審議会あたりで、当然民有林と同時に国有林もいろいろと又今後の国有林としての使命を完全に果しながら日本の国土緑化を図るべく十分民主化して頂くようなことが審議されると思ひます。そのときには、国有林を立派に民主化するような法案になるように、なお当局も覚悟して頂くことをお願いしまして、国有林野法に対して賛成いたします。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて採決を行います。先づ国有林野法案を議題といたします。本案について原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

三好 始 江田 三郎
門田 定藏 小林 孝平
○委員長(羽生三七君) 更に引き続きまして、国有林野整備臨時措置法案につきて討論を行いたいと思ひます。
○江田三郎君 私社会党を代表いたします。この法案に賛成いたしますが、ただ一、二の希望を付して置きたいのであります。それはこの措置法によつて下下げ、或いは交換される場合に、ややもするとこれが悪い意味の政治的に利用されることがあることが起らないとは言えないわけでありまして、そういう点を本当に適正に行うような措置を考えて置かなければならぬということ、更に下下げたものが、例えば立木の或るものを下下げた場合に、その下下げを受けたものが、ただ立木を伐つただけで、あとの造林等につきまして何らの手を染めないということになりますと、国有林としましては、でこぼこのあるものを伐り捨ててすつすつきしたことになりますけれども、国の林野全体といたしますと、蓄積が少くなり、そこに林野全体の経営が乱れることになるわけでありまして、下下げたものにつきましても、あとの経営ということにつきましても、ほどしつかりとした条件が附けられなければならないのであります。さ

しては、これは申すまでもなく臨時措置でありまして、本格的な整備ということについては手を触れていないわけでありまして、臨時措置と共に我々はやはり本格的な国有林野の整備ということが必要としておるわけでありまして、これには治山治水、或いは利水というふうな大きな諸問題と総合的に取扱つたところの整備が必要であり、又同時に先ほど問題になつておりましたところの独立採算としては非常に困難なところの防風林であるとか、防砂林あたりをどういうふうに経営して行くか、これには一般会計からの支出ということも必要になつて来るわけでありまして、さういふ本格的な整備について急速に取りかかつて頂きたい。この二つのことを希望いたしまして賛成いたします。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もありませんから、採決を行います。先づ国有林野法案を議題といたします。本案について原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もありませんから、採決を行います。先づ国有林野法案を議題といたします。本案について原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

○三浦辰雄君 私もこの法案に賛成をするのであります。この際希望を申上げたいのであります。先ほど江田委員からの御話がありましたように、私も全く同感であります。殊に根本の国有林の再検討ということは、およそその配置が一つは問題でございます。国土保全という観点から見た配置を考えなければならぬ。つまり中国方面におきましては、相当に山肌が出て荒れに荒れておるが、それは国有林でさえある。さういふところに對しては、その工事なりその後の管理なりがなかく行届かない。どうしてもああいうところは国土保全の観点から言つて国が持つべきところであると思ふ。又林産物というものが日本の国民経済上非常に大

気です。既に衆議院のほうにあるやに聞

いております。つまり事件の対象にならなければならないことを十分にお考えにならなければならない。私はそこで確たる線を中央自身がこしらえて、そうしてこれを出先に示すことが最も必要だ、私はこういうふうに見えるものであります。本案については賛成をいたします。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて採決を行います。先づ国有林野法案を議題といたします。本案について原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もありませんから、採決を行います。先づ国有林野法案を議題といたします。本案について原案通り可決することに賛成のかたの御起立をお願いします。

○三浦辰雄君 私もこの法案に賛成をするのであります。この際希望を申上げたいのであります。先ほど江田委員からの御話がありましたように、私も全く同感であります。殊に根本の国有林の再検討ということは、およそその配置が一つは問題でございます。国土保全という観点から見た配置を考えなければならぬ。つまり中国方面におきましては、相当に山肌が出て荒れに荒れておるが、それは国有林でさえある。さういふところに對しては、その工事なりその後の管理なりがなかく行届かない。どうしてもああいうところは国土保全の観点から言つて国が持つべきところであると思ふ。又林産物というものが日本の国民経済上非常に大

の意思を反映させるために、おおむね経営単位ごとに民主的な諮問機関を設置すること、又水害防備等国土保安に特に重要で、且つその影響が数府県に亘る地域の治山事業は国の責任においてこれをやるというような答申がありますが、この問題についてこの機会に実現をすべきではなからうか、かように考えるのであります。この整備は林

多數意見者署名

池田宇右衛門	平沼彌太郎
滝井治三郎	西山龜七
宮本邦彥	白波瀨米吉
加賀操	溝口三郎
三浦辰雄	岩男仁藏
飯島連次郎	片柳眞吉
赤澤與仁	三橋八次郎
三好始	江田三郎

込高」に、「これに基き」を「これ

の意見を尊重して」を「意見に基い

三項において準用する場合を含む。

む。〕を削り、同条第四項に後段として次のように加え、同項を第五項とし、同条第三項を第四項とする。

この場合において、第五條第三項中「第三條第一項」とあるのは、「第三條第一項（第六條第三項において準用する場合を含む。）又は第七條第一項」と、同条第四項中「第二條第一項」とあるのは、「第二條第一項又は第六條第一項若しくは第二項」と読み替へるものとする。

第八條第二項の次に次の一項を加える。

3 第五條第四項及び第五項の規定は、都道府県知事が前項の承認をする場合に準用する。この場合において、同条第四項中「第二條第一項」とあるのは、「第二條第一項又は第六條第一項若しくは第二項」と読み替へるものとする。

第九條第一項中「第四條第一項（第六條第三項、第七條第三項及び前条第一項において準用する場合を含む。）以下本条において同じ。〕」を「第四條第一項又は前条第一項」に、同条第二項中「第四條第一項」を「第四條第一項又は前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において市町村長が、第一項の請求を正当と認め当該生産者の政府買入数量を変更すべきかどうかを決定するには、あらかじめ市町村農業委員会の議決を経なければならない。

第十條に次の一項を加える。

2 農林大臣、都道府県知事及び市町村長は、種子用の米麦であつて

命令で定めるものの数量に基いて、政府買入数量を定めてはならない。

第十一條を次のように改める。

（議決を経ることを要しない場合）

第十一條 都道府県知事は、左に掲げる場合であつて国民食糧の確保に著しく支障を生ずる虞れがあると認めるときは、都道府県農業委員会の議決を経ないで第三條第一項若しくは第七條第一項の規定による指示又は第五條第三項（第六條第三項、第七條第五項及び第八條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第八條第二項の規定による承認を、市町村農業委員会代表者会議の議決を経ないで第三條第一項又は第七條第一項の規定による指示をすることができ

る。

一 都道府県農業委員会又は市町村農業委員会代表者会議が成立しないとき、又は成立した場合において議決すべき事項を議決しないとき。

二 都道府県農業委員会又は市町村農業委員会代表者会議の議決が法令に違反すると認められるとき。

2 市町村長は、左に掲げる場合であつて国民食糧の確保に著しく支障を生ずる虞れがあると認めるときは、都道府県知事の承認を受け、市町村農業委員会の議決を経ないで第四條第一項、第八條第一項若しくは第九條第二項の規定による指示又は第五條第二項（第六條

第三項、第七條第五項及び第八條第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定をすることができ

一 市町村農業委員会が成立しないとき、又は成立した場合において議決すべき事項を議決しないとき。

二 市町村農業委員会の議決が法令に違反すると認められるとき。

第十二條第一項中「又は第六條の規定（前条において準用する場合を含む。）を」、「第五條（第六條第三項、第七條第五項並びに第八條第三項及び第五項において準用する場合を含む。）第六條又は第七條の規定」に、「決定又は変更」を「決定、変更の承認又は変更」に、同条第三項中「二十人」を「二十五人」に、同条第五項中「十五人」を「二十人」に改める。

附則第三項を附則第五項とし、附則第二項を次のように改める。

2 食糧管理法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シタル米麦等ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ」を「其ノ生産シタル米麦等ニシテ其ノ者ガ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ指示ヲ受ケタル政府買入数量ノモノヲ命令ノ定ムル所ニ依リ」に改める。

4 農業委員会法の一部を次のように改正する。

第六條中第三項を第四項とし、同条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律（昭和二十六年法律第 号）

その他の法令によりその権限に属させた主要食糧の政府による買入及び収用に関する事項を処理する。

第二十三條第三項中「第六條第三項」を「第六條第四項」に改め、同条第四項とし、同条第二項中「第六條第二項」を「第六條第三項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律その他の法令によりその権限に属させた主要食糧の政府による買入及び収用に関する事項を処理する。

第三十三條第一項中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改める。

第三十五條第一項中「第六條第三項又は第二十三條第三項」を「第六條第四項又は第二十三條第四項」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「組織」の下に「及び運営」を加え、同項を第七項とし、同条第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は必要と認めるときは、食糧の政府買入数量の指示

に関する法律第三條第一項第一号（同法第六條第三項及び第七條第四項において準用する場合を含む。）の規定により議決を経るため、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集することができ

3 都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、食糧の政府買入数量の指示に関する法律第三條第二項（同法第六條第三項及び第七條第四項において準用する場合を含む。）の規定により代表者を指名させるため、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集することができ

る。

6 第三十七條第一項、第三十八條及び第四十一條の規定は、市町村農業委員会代表者会議の決議に準用する。この場合において、第三十七條第一項中「委員会の決議は、在任する選挙による委員」とあるのは、「市町村農業委員会代表者会議の決議は、当該代表者会議の区域内の市町村農業委員会の代表者」と読み替へるものとする。

第四十條中「第二項」を「第三項」に改める。

第四十八條第一項中「委員会」を「委員会又は市町村農業委員会代表者会議」に、同条第二項中「市町村農業委員会」を「市町村農業委員会又は市町村農業委員会代表者会議」に改める。

附則第九項中「第六條第三項」を「第六條第二項及び第四項」に、

「第二十三條第三項第一号及び第二号」を「第二十三條第二項並びに第四項第一号及び第二号」に改める。

第三十四條第一項の表中

「農業共済再保險審査會

「農業共済再保險審査會

食糧買入審査會

改める。

以上が修正案の内容でございますが、次に修正案の理由について、修正いたしました理由について簡単に御説明を申し上げます。先ず第一に政府提案の食糧管理法の一部を改正する法律案が今回不成立になりましたので、これに伴つて本法律案において米穀と大麦、裸麦及び小麦等を同列に取扱ふことといたしたいと思つたのであります。そのために修正案では米穀買入審査會の名称を変更、第一条及び第二条の修正をいたしましたのであります。第二に本法の運用に關し都道府県農業委員會、市町村農業委員會代表者會議及び市町村農業委員會を議決機關といたしたいと思つたのであります。このために修正案では第三条第一項、第四条

附則に次の一項を加える。
6 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）により政府の行う再保險に關する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に關する事項を調査審議すること。

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）により政府の行う再保險に關する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に關する事項を調査審議すること。
食糧の政府買入数量の指示に關する法律（昭和二十六年法律第 号）の施行に關する重要事項を調査審議すること。

第二項、第五條第二項の修正をいたすわけでありませう。議決機關に改めることに伴ひまして執行の制度を設ける必要があると思つて第十條の修正を行うわけでありませう。第三は、都道府県知事が区域を定めて買入数量を定めるとき、これは法案では第三条の第一項第一号に該當するのであります。その区域ごとの買入数量の決定の適正円滑を期するために都道府県農業委員會が買入数量を決定するに當つて区域ごとの市町村農業委員會代表者會議の代表者から意見を聞かなければならないことにいたしたいと思つたのであります。このために修正案では第三条第二項の追加修正をしたのであります。第四は買入数量の変更

に對する承認請求のあつた場合、その取扱の適正を期する措置を規定することにしたのであります。修正案では第五條第五項並びに第七條第三項、第九條第三項の追加修正を行なつたのであります。第五は買入数量の事後増量変更の場合を限定することにしたのであります。修正案では第六條の第二項の修正をいたしたわけでありませう。第六は種子用の米麦の取扱に關する特例を設けることにいたしたのであります。修正案では第十條第二項を追加修正いたしましたのであります。第七は食糧買入審査會委員を増員することにいたしましたのであります。これは第十二條第三項の修正をいたしたのであります。

以上で大體の理由を終るわけでありませう。
○委員長（羽生三七君） 他に御発言ございませうか。他に御発言もないようでありますから、討論は終局いたしましたものと認めて採決を行いたいと思つたのであります。食糧の政府買入数量の指示に關する法律案について採決を行います。先ず最初に討論中にありました小林委員の修正案を議題に供します。小林委員の修正案に賛成のかたの起立を願ひます。

（起立者多数）
○委員長（羽生三七君） 多数であります。よつて修正案は可決せられました。次に残余の部分、即ち只今の修正部分を除く原案について採決を行います。修正部分を除いた部分の原案を、原案の通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

（起立者多数）
○委員長（羽生三七君） 起立者多数で

ございませう。從つて食糧の政府買入数量の指示に關する法律案は多数を以て修正可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例によつて委員長に御一任を願ひます。先ず多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
門田 定藏 加賀 操
溝口 三郎 三浦 辰雄
岩男 仁藏 飯島連次郎
片柳 眞吉 赤澤 與仁
三橋八次郎 三好 始
小林 孝平 江田 三郎

○委員長（羽生三七君） 速記を始めて下さい。
（速記中止）
○委員長（羽生三七君） 速記を始めて下さい。

それでは本日の議事日程にありました三大臣の出席がありませんので、改めて成規の手續によつて三大臣の出席を求めまして、他日、日を改めて質疑を行いたいと思ひます。御了承をお願いいたします。
本日はこれにて散會をいたします。
午後三時三十分散會
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
委員 片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
池田宇右衛門君
白波瀨米吉君
瀧井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君

江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
三好 始君
三浦 辰雄君
藤野 繁雄君
野原 正勝君
島村 軍次君
横川 信夫君
安樂城敏男君
倉田 吉雄君

政府委員 農林政務次官 島村 軍次君
林野庁長官 横川 信夫君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
會專門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
會專門員 倉田 吉雄君
五月十八日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、畜犬競技法案（衆）
一、森林法案（衆）
一、森林法施行法案（衆）
畜犬競技法案
畜犬競技法

（この法律の趣旨）
第一条 この法律は、畜犬の能力検定を行い、畜犬その他の動物の改良増殖及び輸出の促進を図り、且つ、動物愛護に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行ふ畜犬競技に關し規定するものとする。
（畜犬競技の施行）

第二条 都道府県は、その議会の議決を経て、この法律により、畜犬競技を行うことができる。

2 前項の規定により畜犬競技を行う都道府県（以下「畜犬競技施行者」という。）以外の者は、優勝投票券その他これに類似するものを発売して、畜犬競技を行つてはならない。

（畜犬競技の実施の委任）

第三条 畜犬競技施行者は、その議会の議決を経て、且つ、農林大臣の認可を受けて、畜犬競技の実施を当該都道府県に設立する畜犬改良会に委任することができる。

（畜犬の虐待防止）

第四条 畜犬競技は、出場する畜犬を虐待することになるような方法で行つてはならない。

2 畜犬競技に出場する畜犬は、出場する直前に、政府又は地方公共団体の職員でない獣医師の検査を受け、健康で、いかなる薬品の作用も受けておらず、且つ、出場するのに適しているものであることを証明されなければならない。

（畜犬競技場）

第五条 畜犬競技は、畜犬改良クラブに登録された畜犬競技場で行わなければならない。

2 畜犬競技場の数は、都道府県ごとに各一箇所とする。但し、畜犬競技に出場する畜犬の数その他の事情を考へて農林大臣が指定する都道府県にあつては、二箇所とする。

（入場料）

第六条 畜犬競技施行者は、畜犬競技を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

（優勝投票券）

第七条 畜犬競技施行者は、一口金二十四の優勝投票券を券面金額で発売することができる。

2 畜犬競技施行者は、前項の優勝投票券五枚分を一枚をもつて代表する優勝投票券を発売することができる。

（優勝投票券の購入等の禁止）

第八条 左の各号の一に該当する場合には、優勝投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 畜犬競技に係る政府職員及び畜犬改良クラブの役員にあつては、すべての畜犬競技について

二 畜犬競技に係る都道府県職員にあつては、当該都道府県が行うすべての畜犬競技について

三 畜犬改良会の役員及び畜犬競技に係る指導者並びに競技の役員その他の畜犬競技の運営に従事する者にあつては、当該畜犬競技について

（払戻金）

第九条 畜犬競技施行者は、優勝投票の的中者に対し、その畜犬競技についての優勝投票券の売上金（優勝投票券の発売金額から第十一条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五以上の金額の払戻金を当該優勝畜犬に対する各優勝投票券にあん分して交付する。

2 優勝投票の的中者のない場合における売上金は、その金額の百分の七十五以上の金額を、当該畜犬競技における優勝畜犬以外の出場した畜犬に投票した者に対し、各優勝投票券にあん分して払戻金として交付する。

3 前二項の規定により優勝投票の的中者又は優勝投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。

（投票の無効）

第十条 前条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、畜犬競技施行者の収入とする。

（投票の無効）

第十一条 優勝投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出場すべき畜犬がなくなり、又は出場すべき畜犬が一のみとなつたこと。

二 畜犬競技が成立しなかつたこと。

三 畜犬競技に優勝畜犬がなかつたこと。

2 発売した優勝投票券に表示された畜犬が出場しなかつた場合は、その畜犬（第一等及び第二等となつた畜犬をその順位で一組として優勝畜犬とする優勝投票法（以下「連勝式優勝投票法」という。）にあつては、その畜犬の属する組）に対する投票は、無効とする。

連勝式優勝投票法において同一の連勝式番号をつけられた畜犬を一組とした場合において、表示さ

れた畜犬のうちいずれか一の畜犬のみが出場したときは、その組に対する投票についても、同様である。

3 前二項の場合においては、当該優勝投票券を所有するものは、畜犬競技施行者に対してその券面金額の返還を請求することができる。

（払戻金及び返還金の債権の时效）

第十二条 第九条の規定による払戻金又は前条の規定による返還金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

（出場畜犬）

第十三条 畜犬競技に出場する畜犬は、第十四条に規定する指導者の訓練を受けたものであつて畜犬改良クラブに登録されたものでなければならない。

2 前項の畜犬は、当該畜犬の飼養者の住所の都道府県が行う畜犬競技以外の畜犬競技に出場させてはならない。但し、省令で定める種類の畜犬競技に出場する場合には、この限りでない。

（指導者）

第十四条 畜犬改良クラブの行う講習を修了し、畜犬改良クラブに登録された指導者でなければ、畜犬競技に出場する畜犬を訓練し、又は畜犬競技に出場することはできない。

2 前項の登録を受けた指導者でなければ、指導者という名称を用いてはならない。

（畜犬競技施行者の収入）

第十五条 畜犬競技施行者は、優勝投票券の売上金額の百分の二十五以内の金額を自己の収入とすることができ

（納付金）

第十六条 畜犬競技施行者は、前条の規定により自己の収入とすべき金額の中から優勝投票券の売上金額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の規定により納付された金額の中から、犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条（天然記念物の指定）の規定による天然記念物として指定された動物の保存及び家畜の登録事業等に関し必要な経費として支出しなければならない。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、省令で定める。

（畜犬競技施行者の収入の用途）

第十七条 畜犬競技施行者は、第十五条の規定により自己の収入とすべき金額から前条第一項の規定により納付すべき金額及び畜犬競技の開催に関する経費を差し引いた残額の中から、その残額の四分の一に相当する金額を下らない金額を、同条第二項に掲げる事項に關し必要な経費として支出するものとする。

2 前項の畜犬競技の開催に関する経費について必要な事項は、政令で定める。

（畜犬改良会及び畜犬改良クラブ）

第十八条 畜犬改良会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三

十四条（公益法人の設立）の規定により設立される法人とする。

2 畜大改良会は、左の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 社員の数が省令で定める数以上であること。

二 各社員が省令で定める品種の畜大のうちいずれかの品種のものを所有し、且つ、総社員の所有する畜大の総数が省令で定める数以上であること。

三 役員が左に掲げる者に該当していないこと。

イ この法律、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二十三章（と博及び富くじに関する罪）の罪を犯して

罰金以上の刑に処せられた者

ロ イに規定する者を除き、禁

執行を終り又は執行を受けることがなくなつてから二年を

経過しない者

ハ 禁治産者及び准禁治産者

3 畜大改良会以外の者は、その名称中に畜大改良会又はこれに類似する文字を用いてはならない。

4 すべての畜大改良会は、畜大競技場、畜大競技に出場する畜大及び指導師の登録その他畜大競技の実施の調整、指導師にならうとする者に対する講習、畜大競技に出場する畜大の訓練並びに畜大の改

良増殖に関する事項の振興を目的とする畜大改良クラブを設立しなければならない。

5 第一項、第二項第三号及び第三項の規定は、畜大改良クラブに準用する。この場合において、第三項中「畜大改良会」とあるのは「畜大改良クラブ」と読み替えるものとする。

（畜大競技場内の取締）

第十九条 畜大競技施行者は、畜大競技場内の秩序を維持するため、入場者の整理、畜大競技に関する犯罪及び不正の防止並びに畜大競技場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

第二十条 畜大競技施行者は、畜大競技の公正を確保し、又は畜大競技場内の秩序を維持するため必要があるときは、左の各号に掲げる処分をすることができ

一 畜大の出場を停止すること。

二 飼養者若しくは指導師に対して戒告し、又は指導師が畜大競技に關與することを停止すること。

三 入場を拒否し、又は入場者に對し畜大競技場外への退去を命ずること。

第二十一条 農林大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に、畜大競技に関する事務所又は畜大競技場に立ち入つて、畜大競技場内の秩序を維持し、その他畜大競技の公正を確保するため必要な事項につき、畜大競技施行者に対し、指示をすることができ

2 前項の場合には、農林大臣は、

当該職員にその身分を示す証票を携帯させ、関係人の請求があつたときは、これを呈示させなければならない。

（優勝投票券の発売の停止等）

第二十二條 農林大臣は、畜大競技施行者、畜大改良会若しくは畜大改良クラブが、この法律、この法律に基いて発する命令若しくはこれらに基いてする処分違反したとき、又は畜大競技場内の秩序を維持し、その他畜大競技の公正を維持するため必要があるときは、当該畜大競技施行者、畜大改良会又は畜大改良クラブに対し、優勝投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができ

2 農林大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該畜大競技施行者、畜大改良会又は畜大改良クラブに対し、公開による聴聞をしなければならない。但し、急速を要する場合には、事後に聴聞をすることができ

（設立許可の取消）

第二十三條 農林大臣は、畜大改良会又は畜大改良クラブが左の各号の一に該当する場合には、民法第三十四条の規定による当該法人の設立の許可を取り消すことができ

一 畜大改良会又は畜大改良クラブが第十八条第二項各号の一（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる要件を欠くに至つたとき、又は許可当時第十八条第二項各

号の一に掲げる要件を備えていなかったことが判明したとき。

二 畜大改良会又は畜大改良クラブがこの法律、この法律に基いて発する命令又はこれらに基いてする処分違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定により設立の許可の取消をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該畜大改良会又は畜大改良クラブに対し、公開による聴聞をしなければならない。

（届出、報告又は検査）

第二十四條 農林大臣は、畜大競技施行者に対し、畜大競技の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出若しくは報告をさせ、又は帳簿及び書類を検査することができ

（登録料）

第二十五條 畜大改良クラブは、畜大競技場、畜大競技に出場する畜大及び指導師の登録に關し、その登録の申請者から、省令で定める金額の登録料を徴収することができ

（委任事項）

第二十六條 この法律に定めるものの外、畜大競技に出場する畜大の品種に関する事項、畜大競技の開催回数及び開催日数に関する事項、畜大競技の種類、種目及び方法に関する事項、畜大競技場、畜大競技に出場する畜大及び指導師の登録基準その他の登録に関する事項、畜大改良クラブが指導師にならうとする者に対して行う講習に關する事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、省令で定

める。

（罰則）

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

一 第二条第二項の規定に違反した者

二 この法律により行ふ畜大競技に關し、多数の者に対し財物をもつてかけごとをした者

三 第八条の規定により優勝投票券の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する行為の相手方となつた者

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定により優勝投票券の購入を禁止されている者であることを知りながら、その者に対して優勝投票券を発売した者

二 第八条の規定に違反した者

三 前条第一号に規定する行為の相手方となつた者

四 前条第三号に規定する者を除き、同条第二号に規定する行為の相手方となつた者

第二十九條 畜大改良会若しくは畜大改良クラブの役員、畜大競技に關する事務に従来する者又は畜大競技に關係する指導師が、その職務又は競技に關して、賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する者が、その職務又は競技に關して、賄賂を受し、又はこれを要求し、若しくは

約束し、よつて不正の行為をし、又はなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の場合において、収受した賄ろは没収する。もし、その全部又は一部を没収することができない場合には、その価格を追徴する。

第三十条 前条第一項又は第二項に規定する賄ろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役に処する。

第三十一条 第十四条第二項又は第十八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国から輸入された畜大（この法律施行の際現に国内にある畜大を除く。）は、当分の間、畜大競技に出場することができない。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一條 第一項に次の一号を加える。

十三 畜大競技の施行に関すること。

森林法案

森林法

目次

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 営林の助長及び監督（第四―第二十四条）
第三章 保安施設

第一節 保安林（第二十五条―第四十条）

第二節 保安施設地区（第四十一条―第四十八条）

第四章 土地の使用（第四十九条―第六十七条）

第五章 森林審議会（第六十八条―第七十三条）

第六章 森林組合及び森林組合連合会

第一節 総則（第七十四条―第七十八条）

第二節 森林組合

第一款 事業（第七十九条―第八十五条）

第二款 組合員（第八十六条―第九十二条）

第三款 管理（第九十三条―第九十九条）

第四款 設立（第一百零一条―第一百零七条）

第五款 解散及び清算（第一百零八条―第一百五十一条）

第三節 森林組合連合会（第一百五十二条―第一百五十九条）

第四節 登記（第一百六十条―第一百七十一条）

第五節 監督（第一百七十二条―第一百八十五条）

第七章 雑則（第一百八十六条―第一百九十六条）

第八章 罰則（第一百九十七条―第二百一十五条）

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、森林計画、保

安林その他の森林に関する基本的事項及び森林所有者の協同組織の制度を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することが出来る者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野法（昭和二十六年法律第 号）第四章の規定による部分林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）
第三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 営林の助長及び監督（森林基本計画）

第四条 農林大臣は、基本計画区につき五年ごとに、翌年四月一日以降五年間の森林基本計画を定めなければならない。

2 前項の森林基本計画は、森林生産の保続を図ること及び左に掲げる原則に従うことを旨とし、森林施業の合理化に資するものでなければならない。

一 幼齡林を皆伐しないこと。
二 幼齡林については、育林上必要な週期的間伐をすること。
三 皆伐した伐採跡地には、伐採後二年以内に造林すること。

四 急傾斜地における森林を皆伐しないこと。
3 森林基本計画に定める事項は、左の通りとする。

一 造林面積、植栽樹種その他造林及び保有に関する事項
二 伐採方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項
三 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

四 保安施設に関する事項
五 その他森林施業の基本となるべき事項
4 農林大臣は、森林基本計画を定めるには、森林の現況、森林施業に関する事項、経済事情等につき、あらかじめ都道府県知事の意見を聞かなければならない。

5 農林大臣は、森林基本計画を定めようとする場合において必要があるとき、あらかじめ中央森林審議会の意見を聞くことができる。
6 農林大臣は、森林基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを都

道府県知事に指示するとともにその概要を公表しなければならない。

（基本計画区）
第五条 前条第一項の基本計画区は、農林大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定める。

2 農林大臣は、基本計画区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

（森林区）
第六条 都道府県知事は、農林大臣の指示に従い、その都道府県内の基本計画区を分けて森林区を定める。

2 都道府県知事は、森林区を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに農林大臣に報告しなければならない。

（森林区施業計画）
第七条 都道府県知事は、第四条第六項の規定により森林基本計画を指示されたときは、その日から三十日以内に、その森林基本計画に基き、民有林について森林区別に、翌年四月一日以降五年間の森林区施業計画案を定めて公表しなければならない。

2 森林所有者、森林組合その他森林区施業計画に利害関係を有する者は、前項の森林区施業計画案の公表があつた日から三十日以内に、都道府県知事に對し、これについて書面により意見を述べることができる。

3 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、且つ、必要があるときは都道府県森林審議会の意見を聞き、第四条第六項の指示があつた日から九十日以内に、森林区実施計画を決定しなければならない。

4 森林区実施計画に定める事項は、左の通りとする。

一 人工植栽面積の最小限度、植栽樹種、植栽方法その他造林に関する事項

二 下刈、除伐その他保育に関する事項

三 制限林（第二十五条第一項の規定により指定された保安林、第四十一条の規定により指定された保安施設地区の森林、砂防法明治三十二年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地の森林、国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第一条の規定により指定された土地の森林その他法令により指定された森林又は指定された土地の森林であつて、それらの法令によつてその立木竹の伐採を制限されている民有林をいう。以下同じ。）の立木について、森林ごと又はその集団ごとの用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ許容限度

四 普通林（民有林であつて、制限林、第十七条第一項の規定により指定された特用林及び同条第二項の規定により指定された自家用林以外のものをいう。以下同じ。）の立木（地域別及び

樹種別に省令で定める適正伐期齢級以上の齢級に属する立木を除く。）について、その森林区における用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ許容限度

五 伐採方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項

六 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

七 保安施設に関する事項

八 その他森林施業の基本となるべき事項

5 都道府県知事は、森林区実施計画を決定したときは、遅滞なく、これを公表し、農林大臣に報告するとともに、制限林に係る前項第五号の事項をその森林所有者に書面により通知しなければならない。

6 第四条第二項の規定は、森林区施業計画を定める場合に準用する。

（森林区実施計画）

第八条 都道府県知事は、民有林について森林区別に、森林区実施計画に基き、毎年十月三十一日まで翌年の四月一日以降一年間の森林区実施計画案を定めて公表するとともに、これを記載した書面をその森林区に係る市町村の長に送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により送付を受けた書面を利害関係人の縦覧に供しなければならない。

3 森林所有者又は権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者その他森林区実施計画に利害

関係をする者は、第一項の森林区実施計画案の公表があつた日から三十日以内に、都道府県知事に對し、これについて書面により意見を述べることができる。

4 都道府県知事は、前項の意見を尊重し、十二月三十一日までに森林区実施計画を決定しなければならない。

5 森林区実施計画に定める事項は、左の通りとする。

一 森林所有者別に、人工植栽をすべき保安林以外の民有林の所在、地番及び面積

二 森林所有者別に、人工植栽をすべき保安林の所在、地番、面積及び植栽樹種

三 制限林の立木について、森林ごと又はその集団ごとの用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ許容限度

四 普通林の立木（前条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に属する立木を除く。）について、その森林区における用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれ許容限度

五 その他森林施業に関し必要な事項

6 都道府県知事は、森林区実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに前項第一号及び第二号の事項をそれぞれの森林所有者に書面により通知しなければならない。

7 第四条第二項の規定は、森林区実施計画を定める場合に準用する。（異議の申立）

第九条 前条第四項の規定により実施された森林区決定計画に異議がある者は、その公表があつた日から二十日以内に、省令で定めるところにより、都道府県知事に對し異議の申立をすることができ、都道府県知事は、前項の申立があつたときは、その申立の日から三十日以内に、これについて決定をし、これをその申立人に通知しなければならない。

3 前項の場合において森林区実施計画の変更を相当とする旨の決定をしたときは、都道府県知事は、その決定に従ひ、遅滞なくその森林区実施計画を変更しなければならない。

（森林計画の変更）

第十条 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に著しい変更があつたため森林基本計画の実施が困難であると認めるときは、その森林基本計画の一部を変更することができ、この場合には、第四条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 前項の場合には、農林大臣は、その変更に係る部分を都道府県知事に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。

3 農林大臣は、森林区実施計画又は森林区実施計画が森林基本計画に抵触すると認めるときは、都道府県知事に對し、その抵触する部分につき必要な変更を命ずることができ、

4 都道府県知事は、第二項の指示

又は前項の命令があつたときは、これに基き、その指示又は命令があつた日から三十日以内に、森林区実施計画又は森林区実施計画を変更しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により森林区実施計画を変更しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ都道府県森林審議会の意見を聞くことができる。

第十一条 森林所有者は、その森林の現況に著しい変更が生じたため、又は造林に必要な資金若しくは苗木が不足するため、森林区実施計画で定められた第八条第五項第一号又は第二号の事項に従つて植栽をすることが困難であるときは、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事に對し、その森林区実施計画の変更を申請することができ、

2 前項の申請があつた場合には、第九条第二項及び第三項の規定を準用する。

第十二条 都道府県知事は、第二十五条第一項の規定による保安林の指定又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定によるその解除があり、その他森林の現況、経済事情等に著しい変更があつたため、森林区実施計画又は森林区実施計画の変更を必要と認めるときは、森林基本計画に抵触しない範囲内においてその森林区実施計画又は森林区実施計画を変更することができ、

2 前項の場合には、第十条第五項の規定を準用する。

第九部 農林委員会會議第三十六号 昭和二十六年五月二十二日【参議院】

第十三条 都道府県知事は、第十条第四項又は前条第一項の規定により森林区実施計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を公表し、農林大臣に報告するとともに、その変更が制限林についての第七條第四項第五号の事項に係る場合には、その変更された事項をその森林所有者に書面により通知しなければならない。

2 都道府県知事は、第九条第三項（第十一條第二項において準用する場合を含む。）、第十条第四項又は前条第一項の規定により森林区実施計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を公表するとともに、その変更が第八条第五項第一号又は第二号の事項に係る場合には、その変更された事項をそれぞれの森林所有者に書面により通知しなければならない。

3 前項の場合には、第九条の規定を準用する。

（植栽の義務）

第十四条 森林所有者は、森林区実施計画で定められた第八條第五項第一号又は第二号の事項に従つて植栽をしなければならない。

（伐採の届出）

第十五条 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、普通林の立木で第七條第四項第四号の適正伐期齢以上の齢級に属するもの（風倒木、枯損木その他省令で定める立木を除く。）を伐採しようとするときは、伐採の日を六十日前までに、省令で定めるところにより、都道

府県知事に届出書を提出しなければならない。但し、法令又は法令に基く処分により伐採する場合及び国又は都道府県が第四十一條の保安施設事業又は砂防法第一條の砂防工事を実施するため伐採する場合は、この限りでない。

（伐採の許可）

第十六条 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、左に掲げる事項について都道府県知事の許可を受けなければ、制限林又は普通林の立木（風倒木、枯損木、前条の規定により伐採の届出をしなければならない立木その他省令で定める立木を除く。）を伐採してはならない。但し、除伐する場合及び前条但書に規定する場合は、この限りでない。

一 伐採する森林の所在、地番及び面積

二 主間伐別、用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別、伐採種別の伐採立木材積

2 前項の許可を受けようとする者は、省令で定めるところにより、第八條第六項の森林区実施計画の公表があつた日から三十日以内に都道府県知事に申請書を提出しなければならない。但し、第九条第三項、第十条第四項又は第十二條第一項の規定による森林区実施計画の変更により第八條第五項第三号の伐採立木材積の許容限度が増加した場合には、その変更につき第十三條第二項の公表があつた日から三十日以内に更に申請書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、同項の期間満了後三十日以内に、許可するかどうかを決定し、これを書面により申請者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の申請に係る制限林についての伐採が森林区実施計画に定められた伐採に関する施業の要件に反するとき、その許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、普通林について第一項の許可をする場合において、申請に係る伐採種が森林区施業計画に照らし不相当であるときは、その伐採種を変更して許可することができる。

6 第二項の規定による申請に係る制限林又は普通林の用材林新炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積が森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度（第二項但書の場合には、その増加部分をこえていない場合には、左に掲げる基準に従い、あわせて申請者の経済事情、林産物の需給事情等を勘案し、その許容限度の範囲内において許可すべきものを定めなければならない。但し、特別の必要がある場合には、普通林について、森林区施業計画に抵触せず、且つ、森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度（第二項但書の場合には、その増加部分）の二割をこえない範囲内においてその許容限度をこえる数量の伐採を許可することができる。

一 間伐は、主伐に優先する。

二 皆伐以外の主伐は、皆伐に優先する。

先ず、

三 伐採立木の樹齢の高いものは、樹齢の低いものに優先する。

四 伐採立木の樹齢がおおむね等しい場合には、その平均木の大きいものが優先する。

7 第一項の許可の有効期間は、その許可に係る森林区実施計画の期間とする。但し、第二項但書の規定による申請に基づく許可の有効期間の始期は、その許可があつた日とする。

8 都道府県知事は、第一項の許可を受けた右の申請により、六十日をこえない範囲内において、前項の有効期間を延長することができる。

9 第一項の許可に係る森林について、第三十三條第一項（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定による保安林又は保安施設地区の指定の告示があつたときは、都道府県知事は、その許可を取り消し、又はその内容を変更することができる。

（特用林及び自家用林）

第十七条 都道府県知事は、省令で定める樹種を主とする森林（制限を除く。）であつてその立木の果実の採取その他の省令で定める用途に主として供されるものを、その森林の森林所有者の申請に基き、特用林として指定することができる。

2 都道府県知事は、制限林以外の森林であつて、その森林の森林所有者たる個人又はその配偶者若しくは二親等以内の親族の住所の所在する市町村又はその隣接市町村に所在

し、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきものを、その森林所有者の申請に基き、五反歩以内において省令で定める面積の範囲内で、自家用林として指定することができる。

3 特用林が制限林となつたときは、その指定は、その効力を失う。

4 左の各号の一に該当する場合には、自家用林の指定は、その効力を失う。

一 自家用林が制限林となつたとき。

二 自家用林の指定の申請者がその自家用林の森林所有者でなくなつたとき。

三 自家用林の指定の申請者並びにその配偶者及び二親等以内の親族がその自家用林の所在する市町村及びその隣接市町村のいずれにも住所を有しなくなつたとき。

（伐採の例外）

第十八条 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は収益をする者は、左の各号の一に該当する場合には、第十五條、第十六条第一項及び第三十一條（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、森林の立木竹を伐採することができる。

一 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要があるため、その森林の所在地を管轄する市町村長の許可を受けたとき。

二 道路、鉄道、林道、電線又はこれらに準ずる設備に対する支障又は危険を除き、その他省令

で定める目的を達する必要があるため、その森林の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けたとき。

2 市町村長は、前項第一号の許可をしたときは、その許可をした日から三十日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

(異議の申立等)

第十九条 第十六条第三項の決定又は同条第九項の許可の取消若しくはその内容の変更に関する異議がある者は、処分の日から二十日以内に、省令で定めるところにより、都道府県知事に対し異議の申立をすることができ、この場合には、第九条第二項の規定を準用する。

(森林計画の遵守)

第二十条 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益を有する者は、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第十八条第一項の規定による外、森林区画計画及び森林区画実施計画に従つて施業することを旨としなければならない。

(火入)

第二十一条 森林又は森林に接近している省令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、省令で定めるところにより、その森林又は土地を管轄する市町村長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入をしてはならない。但し、国又は地方公共団体が火入をする場合は、この限りでない。

2 市町村長は、火入をする目的が左の各号の一に該当する場合でなければ前項の許可をしてはならない。

い。

- 造林のための地ごしらえ
- 開墾準備
- 害虫駆除
- 焼畑

五 前各号に準ずる事項であつて省令で定めるもの

3 市町村長は、国有林野法に規定する国有林野又はこれに接近する森林若しくは土地について第一項の許可をするには、あらかじめその国有林野を管轄する営林局長の承認を受けなければならない。

(防火の設備等)

第二十二条 前条第一項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している省令で定める範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

(危害防止のための条例)

第二十三条 前二条に規定するものの外、都道府県は、条例をもつて森林における火災の予防その他危害防止のために必要な定をすることができ、

(適用除外)

第二十四条 前三条の規定を除き、この章の規定は、試験研究の目的に供している森林であつて農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

第三章 保安施設

第一節 保安林

(指定)

第二十五条 農林大臣は、左の各号に掲げる目的を達成するため必要

があるときは、森林を保安林として指定することができる。

- 水源のかん養
- 土砂の流出の防備
- 土砂の崩壊の防備
- 飛砂の防備
- 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

- なだれ又は落石の危険の防止
- 火災の防備
- 魚つき

- 航行の目標の保存
- 公衆の保健

- 一名所又は旧跡の風致の保存

2 農林大臣は、前項の指定をしようとするときは、中央森林審議会に諮問することができる。

(解除)

第二十六条 農林大臣は、保安林について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

- 農林大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

- 前二項の規定により解除をしようとする場合には、前条第二項の規定を準用する。

(指定又は解除の申請)

第二十七条 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林大臣に申請すること

ができる。

- 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

- 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林大臣に進達しなければならない。但し、申請が第一項の条件を具備しないか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。

第二十八条 農林大臣が前条第一項の申請に係る指定又は解除をしない旨の処分をしたときは、その申請をした者は、実地の状況に著しい変化が生じた場合でなければ、再び同一の理由で同項の申請をしてはならない。

(保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等)

第二十九条 農林大臣は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、あらかじめその旨及び保安林予定森林又は解除予定保安林の所在場所その他省令で定める事項をその森林の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。その通知した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

第三十条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、遅滞なく、省令で定めるところにより、その通知の内容を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権

利を有する者にその内容を通知しなければならない。この場合において、保安林の指定又は解除が第二十七条第一項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならない。

(保安林予定森林における制限)

第三十一条 都道府県知事は、前条の規定による告示があつた保安林予定森林について、省令で定めるところにより、九十日をこえない期間内において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

(意見書の提出)

第三十二条 第二十七条第一項に規定する者は、第三十条の告示があつた場合においてその告示の内容に異議があるときは、省令で定める手続に従い、都道府県知事を經由して農林大臣に意見書を提出することができる。この場合には、その告示の日から三十日以内に意見書を都道府県知事に差し出さなければならない。

- 農林大臣は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、これについて公開による聴聞を行わなければならない。

- 農林大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに聴聞の期日及び場所をその意見書を提出した者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

- 農林大臣は、第三十条の告示の日から四十日を経過した後(第一

項の意見書の提出があつたときは、これについて第二項の聴聞をした後、でなければ保安林の指定又は解除をすることができない。
(指定又は解除の通知)

第三十三条 農林大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨及びその保安林の所在場所その他省令で定める事項を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 保安林の指定又は解除は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

3 都道府県知事は、第一項の通知を受けたときは、その処分の内容をその処分に係る森林の森林所有者及びその処分が第二十七条第一項の申請に係るものであるときはその申請者に通知しなければならない。

(保安林における制限)

第三十四条 保安林の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、家畜を放牧し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

(損失の補償)

第三十五条 国は、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に對

し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(受益者の負担)

第三十六条 国は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限度において、前条の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。

2 農林大臣は、前項の場合には、補償金額の全部又は一部を負担する者に對し、その負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

3 農林大臣は、前項の通知を受けた者が納付の期日を過ぎてても同項の金額を完納しないときは、督促状により、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその負担すべき金額を納付しないときは、農林大臣は、国税滞納処分の例によつてこれを徴収することができる。

(担保権)

第三十七条 保安林の立木竹又は土地について先取特権、質権又は抵当権を有する者は、第三十五条の規定による補償金に對してもその権利を行うことができる。但し、その払渡前に差押をしなければならない。

(造林又は復旧の命令)

第三十八条 都道府県知事は、保安林又は保安林予定森林につき第十六条第一項の規定に違反した者に對し、期間及び樹種を定めて造林

に必要なる行為を命じ、又は第三十一条若しくは第三十四条の規定に違反した者に對し、期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(標識の設置)

第三十九条 農林大臣は、森林を保安林として指定したときは、その保安林の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、保安林の森林所有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

(権限の委任)

第四十条 この節に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

2 前項の規定により第二十五条又は第二十六条に規定する農林大臣の権限が委任された場合には、第二十五条第二項(第二十六条第三項において準用する場合を含む。)中「中央森林審議会」とあるのは、「都道府県森林審議会」と読み替へるものとする。

第二節 保安施設地区

(指定)

第四十一条 農林大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があるとき、その事業を行うのに必要限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の事業(以下「保安施設事業」という。)を都道府県が行ふ必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

(指定の有効期間)

第四十二条 前条の保安施設地区の指定の有効期間は、七年以内において農林大臣が定める期間とする。但し、農林大臣は、必要があると認めるときは、三年を限りその有効期間を延長することができる。

(解除)

第四十三条 農林大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止しときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。

2 保安施設地区の指定後一年を経過した時に国又は都道府県がなお保安施設事業に着手していないときは、その時に、指定は、その効力を失ふ。

(保安林に関する規定の準用)

第四十四条 保安施設地区の指定については、第二十九条から第三十三条まで及び第三十九条の規定を、保安施設地区における制限については、第三十四条の規定を準用する。但し、保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十一条及び第三十四条の規定、災害を復旧するため緊急に保安施設事業を行う必要がある場合には第三十二条第四項の規定は、

準用しない。

(受益義務)

第四十五条 保安施設地区の土地の所有者その他その土地に關し權利を有する者(以下この節において「関係人」という。)は、国又は都道府県が、その保安施設地区において、その指定の有効期間内に行う造林、森林土木事業その他の保安施設事業の実施行為及びその期間満了後十年以内に行う保安施設事業に係る施設の維持管理行為を拒んではならない。

2 国又は都道府県は、その行つた前項の行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(費用区分)

第四十六条 国は、その行う保安施設事業により利益を受ける都道府県にその事業に要した費用の三分の一以内を負担させることができる。

2 国は、都道府県が行う保安施設事業に對し、その要した費用の三分の二以内を補助することができる。

(保安林への転換)

第四十七条 保安施設地区であつて第四十二条の規定による指定の有効期間の満了の時に森林であるものは、既に保安林となつてゐるものを除き、その時に、第二十五条の規定により保安林として指定され、これについて第三十三条の規定による告示及び通知があつたものとみなす。

(適用除外)

第四十八条 国又は都道府県が保安

施設地区において行ふ第四十五條第一項の行為については、第四十四條において準用する第三十四條の規定（その保安施設地区の指定に係る森林が保安林である場合には第三十四條の規定）は適用しない。

第四章 土地の使用

（立入調査等）

第四十九條 森林所有者その他権原に基き森林の立木竹の使用又は収獲をする者は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することが出来る。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採する場合には、あらかじめその土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採しようとする者は、同項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、その土地の占有者又は立木竹の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は立木竹を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

6 森林所有者その他権原に基き森

林の立木竹の使用又は収獲をする者は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はバイラスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて他人の土地に立ち入ることが出来る。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

（使用権設定に関する認可）

第五十條 森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要且つ適當であつて他の土地をもつて代へることが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者（所有者以外に権原に基きその土地を使用する者がある場合には、その者及び所有者）に対し、これを使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その土地の所有者及びその土地に關し所有権以外の権利を有する者（以下「関係人」という。）の意見を聞かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地の所有者及び関係人に通知するとともにその土地の所在する市町村の事務所に掲示しなければならない。

4 第一項の認可を受けた者は、同項の搬出又は設備に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することが出来る。この場合には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（裁定の申請）

第五十一條 前条第一項の規定による協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、省令で定める手続に従い、その使用権の設定に關し都道府県知事の裁定を申請することが出来る。但し、同項の認可があつた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

（意見書の提出）

第五十二條 都道府県知事は、前条の申請があつたときは、省令で定める手続に従い、その旨を公示するとともにその申請に係る土地の所有者及び関係人に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 都道府県知事は、前項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

（裁定）

第五十三條 使用権を設定すべき旨の裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 使用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
- 二 設定すべき使用権の内容及び存続期間

三 使用の時期

四 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

2 都道府県知事は、前項第一号及び第二号に掲げる事項については、申請の範囲内で、且つ、第五十條第一項の搬出又は設備のため必要な限度で裁定をしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び前条第一項の通知を受けた者に通知するとともにこれを公示しなければならない。

（使用権の取得）

第五十四條 前条第一項の裁定があつたときは、その裁定において定められた使用の時期に、裁定を申請した者は、その土地の使用権を取得し、その土地に関するその他の権利は、その使用権の内容及び抵觸する限度においてその行使を制限される。

（収用の請求）

第五十五條 使用権が設定された場合において、その土地の使用が三年以上にわたるとき、又はその使用権の行使によつて土地の形質が変更されるときは、土地の所有者は、その土地につき使用権を有する者に対し、その土地の収用に關する協議を求めることが出来る。

この場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地の所有者は、その全部の収用に關する協議を求めることが出来る。

2 前項の場合には、第五十一條本文及び第五十二條の規定を準用する。この場合において、第五十一條中「同項の認可を受けた者」とあるのは、「第五十五條第一項の協議を求めた者」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する第五十一條の裁定においては、その収用の可否を定め、収用すべき旨の裁定においては更に左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 収用すべき土地の所在、地番、地目及び面積
- 二 収用の時期
- 三 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

4 前項の裁定については、第五十三條第二項及び第三項の規定を準用する。

（収用の効果）

第五十六條 前条第三項の収用すべき旨の裁定があつたときは、その裁定において定められた収用の時期に、収用する者は、その土地の所有権を取得し、その他の権利は、消滅する。

（協議がととのつた場合）

第五十七條 第五十條第一項又は第五十五條第一項の規定による協議がととのつた場合において、その当事者が、省令で定めるところにより、それぞれその協議において定められた第五十三條第一項各号の事項又は第五十五條第三項各号の事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨の裁定又は収用すべき旨の裁定があつた

ものとみなす。

(損失補償)

第五十八條 土地の使用又は収用に
よつてその土地の所有者及び関係
人が受ける損失は、土地を使用
し、又は収用する者が補償しなけ
ればならない。

2 土地の一部を使用し、又は収用
することによつて、残地の価格が
減じ、その他残地に関して損失が
生ずるときは、その損失を補償し
なければならぬ。

3 土地の一部を使用し、又は収用
することによつて、残地に道路、
みぞ、かきその他の工作物の新
築、改築、増築若しくは修繕又は
盛土若しくは切土をする必要が生
ずるときは、これに要する費用を
補償しなければならぬ。

4 前二項に規定する補償の外、土
地を使用し、又は収用することに
よつてその土地の所有者又は関係
人が通常受ける損失は、補償しな
ければならぬ。

5 土地の所有者又は関係人が、第
五十九條第三項の規定による都道府
県知事の通知があつた後に土地の
形質を変更し、工作物の新築、改
築、増築若しくは大修繕をし、又
は物件を附加増置したときは、こ
れについての損失は、補償しなく
てもよい。但し、あらかじめ都道
府県知事の承認を受けてこれらの
行為をしたときは、この限りでな
い。

(使用の廃止による損失の補償)

第五十九條 第五十條第三項の規定
による都道府県知事の通知があつ
た後にその土地を同条第一項の目

的のため使用することを廃止した
者は、これによつてその土地の所
有者又は関係人が損失を受けたと
きは、これを補償しなければなら
ない。

2 土地の所有者又は関係人は、前
項の規定による損失の補償につい
て土地の使用を廃止した者と協議
がととのわず、又は協議すること
ができないときは、都道府県知事
に裁定の申請をすることができ
る。この場合には、第五十二條並
びに第五十三條第一項第四号及び
第三項の規定を準用する。

3 前項において準用する第五十三
條第三項の公示があつたときは、
裁定の定めるところにより当事者
間に協議がととのつたものとみな
す。

(訴訟)

第六十條 この章の規定による都道
府県知事の裁定において定められ
た損失の補償に関する事項につい
て不服がある者は、裁定の通知を
受けた日から六十日以内に、訴を
提起することができる。この場合
には、第五十條第二項の認可を受
けた者、土地の所有者又は関係人
を被告としなければならぬ。

(供託)

第六十一條 土地を使用し、又は収
用する者は、左の各号の「に該当
する場合」には、補償金を供託す
ることができる。
一 補償金を受ける者がその受領
を拒んだとき。
二 土地を使用し、又は収用する
者が過失がなく補償金を受ける
者を確知することができないと

き。

三 土地を使用し、又は収用する
者が補償金払渡の差押又は仮差
押を受けたとき。

(協議又は裁定の失効)

第六十二條 土地を使用し、又は収
用する者が補償金の支払の時期ま
でにその支払(供託を含む。)を
しないときは、その協議又は裁定
は、その時以後その効力を失う。
但し、関係人が損害賠償の請求を
することを妨げない。

(原状回復の義務)

第六十三條 使用者は、土地の使用
を終つたとき、又は前条の規定に
より協議若しくは裁定が失効した
ときは、土地を原状に回復し、又
は原状に回復しないことによつて
生ずる損失を補償して、これを返
還しなければならぬ。

(土地収用法の準用)

第六十四條 土地収用法(明治三十
三年法律第二十九号)第六十四條
から第六十七條まで(危険負担の
移転等)の規定は、この章の規定
による使用又は収用に係る土地に
準用する。この場合において、同
法第六十六條第一項但書中「第五
十條」とあるのは、「森林法(昭
和二十六年法律第 号)第五
十五條第一項後段」と読み替へる
ものとする。

(水の使用権の使用)

第六十五條 この章の土地の使用及
び収用に関する規定は、水の使用
に関する権利の上に使用権を設定
する場合に準用する。
(水流における工作物の使用等)
第六十六條 森林から水流によつて

木材若しくは竹材を搬出し、又は
搬出する設備をする者は、その搬
出又は搬出設備のため水流におけ
る他人の工作物を使用し、移動
し、改造し、又は除却することが
必要且つ適当であつて他の方法を
もつて代へることが著しく困難で
あるときは、その工作物の所在地
を管轄する都道府県知事の認可を
受けて、その工作物の所有者(所
有者以外に権原に基づきその工作物
を使用する者があるときは、その
者及び所有者)に対し、その工作
物の使用、移動、改造又は除却に
関する協議を求めることができ
る。この場合には、土地の使用及
び収用に関するこの章の規定を準
用する。

(流送木竹のための立入)

第六十七條 森林から水流によつて
木材又は竹材を搬出する者は、水
流に木材又は竹材を流すため必要
があるときは、沿岸の土地に立
ち入ることができる。この場合に
は、これによつて生じた損失を補
償しなければならぬ。

第五章 森林審議会

(設置及び所掌事務)

第六十八條 農林省に中央森林審議
会を、都道府県に都道府県森林審
議会を置く。

2 中央森林審議会又は都道府県森
林審議会は、森林に関する重要事
項について、それぞれ農林大臣又は
都道府県知事の諮問に應じて答
申する。

3 中央森林審議会及び都道府県森
林審議会は、森林に関する重要事
項について、関係行政庁に建議す
ることができる。

第六十九條 中央森林審議会は、委
員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者をもつて
充てる。
一 学識経験を有する者 十七人
二 農林省その他の関係行政機関
の職員 十人

3 委員は、内閣総理大臣の承認を
得て農林大臣が任命する。

4 第二項第一号の委員の任期は、
二年とし、補欠委員の任期は、前
任者の残任期間とする。但し、再
任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。
第七十條 都道府県森林審議会は、
委員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者をもつて
充てる。
一 学識経験を有する者 十人
二 都道府県その他の関係行政機
関の職員 五人

3 委員は、都道府県知事が任命す
る。
4 第二項第一号の委員の任期は、
二年とし、補欠委員の任期は、
前任者の残任期間とする。但し、
再任を妨げない。

5 委員は、非常勤とする。
(会長)

第七十一條 中央森林審議会及び都
道府県森林審議会の会長は、それ
ぞれ第六十九條第二項第一号の委
員又は前条第二項第一号の委員が
互選した者をもつて充てる。
2 会長は、会務を総理し、審議会
を代表する。
3 会長に事故があるときは、第一

項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(専門委員)

第七十二条 農林大臣は、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、中央森林審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるものの外、中央森林審議会及び都道府県森林審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 森林組合及び森林組合連合会

第一節 総則

(組合の目的)

第七十四条 森林組合及び森林組合連合会は、森林所有者の協同組織により森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、あわせて森林所有者の経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。

2 森林組合及び森林組合連合会は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(組合の名称)

第七十五条 森林組合及び森林組合連合会(以下この節において「組合」と総称する)は、その名称中に森林組合又は森林組合連合会という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に森林組合又は森林組合連合会という文字を用いてはならない。

(組合の人格及び住所)

第七十六条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律との關係)

第七十七条 森林組合の組合員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条第一号の小規模の事業者とみなす。但し、法人(第七十九条第一項第二号の事業を行う組合を除く。)たる組合員であつて常時使用する従業員の数

が百人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては二十人)をこえ、又はその経営する森林の面積が三千町歩をこえるものは、この限りでない。

(登記)

第七十八条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 森林組合

第一款 事業

(事業の種類)

第七十九条 森林組合(以下「組合」という)は、左の各号のいずれか一に掲げる事業を行うものとする。

一 組合員のための森林経営案の作成その他の森林の経営に關する指導、組合員の委託を受けて行う森林の施業若しくは経営又は組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受及びこれらに附帶する事業

二 森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに附帶する事業

2 前項第一号に掲げる事業を行う組合(以下「施設組合」という)は、同号に掲げる事業の外、左に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の行う林業に必要な資金の貸付

二 組合員の行う林業に必要な物資の供給

三 組合員の生産する林産物の運搬、加工、保管又は販売

四 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成に關する施設

五 組合員の行う林業に必要な林道の設置その他共同利用に關する施設

六 防火線の設置、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に關する施設

七 組合員の福利厚生に關する施設

八 林業に關する組合員の技術の向上及び組合事業に關する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に關する施設

九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十 前各号の事業に附帶する事業

3 組合員に出資をさせる組合でなければ、組合員の信託を受けて森林の経営を行い、又は第一項第二号に掲げる事業を行うことができる。

4 組合は、組合員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。

い。

5 組合は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を附することを妨げない。但し、施設組合は、第八十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対しては、組合員に附した条件をこえる条件を附してはならない。

6 第二項第一号に掲げる事業を行う組合は、定款で定める金融機關に對して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機關の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

7 施設組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者に林道以外の施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用することができ、その事業の分量の額は、その事業年度において組合員が利用するその事業の分量の額をこえてはならない。

(倉荷証券の発行)

第八十条 前条第二項第三号に掲げる保管事業を行う施設組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた施設組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七条第二項(預証券に關する規定の適用)及び第六百二十八条(倉荷証券による寄託物買入の場合の一部出庫)の規定は、第一項の倉荷証券に準用する。

る。

4 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第八条から第十条まで(行政官庁の監督)及び第十二条(職權委任)の規定は、第一項の場合に準用する。

第八十一条 前条第一項の許可を受けた施設組合の作成する倉荷証券には、その施設組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載しなければならない。

2 施設組合でない者の作成する倉荷証券には、森林組合倉荷証券という文字を記載してはならない。

第八十二条 施設組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第八十三条 商法第六百十六條から第六百十九條まで(寄託者、証券所持人の倉庫業者に対する權利等)及び第六百二十四條から第六百二十六條まで(供託又は競売の權利等)の規定は、施設組合が倉荷証券を発行した場合に準用する。

(団体協約の効力)

第八十四条 第七十九条第二項第九号の団体協約は、書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 前項の団体協約は、直接に組合員に對してその効力を生ずる。

3 組合員の締結する契約であつて

その内容が第一項の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、その規程によつて契約したものとみなす。

(分担金)

第八十五條 施設組合は、林道を開設し、拡張し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によつて特に利益を受ける者(その組合の組合員を除く。)にその事業に要した費用の一部を負担させることができる。

2 施設組合は、前項の認可を受けようとするときは、申請書にその事業に関する事業計画書、経費明細書及び受益者別分担金額を記載した書面を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聞かなければならない。

第二款 組合員

(組合員たる資格)

第八十六條 施設組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 森林所有者

二 前号に掲げる者の外、組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者でその組合の施設を利用することを相当とするもの

2 第七十九條第一項第二号に掲げる事業を行う組合(以下「生産組合」という。)の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であ

つて定款で定めるものとする。

一 組合の地区内に住所を有する個人

二 組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人

3 第一項第一号の規定の適用については、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなつた者は、その組合との関係においては、同号の森林所有者とみなす。

(生産組合の事業と組合員との関係)

第八十七條 生産組合の組合員の三分の二以上は、その組合の行う事業に常時従事するものでなければならない。

2 生産組合の行う事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員でなければならない。

第八十八條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 前項の規定により組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 生産組合の総出資口数の過半数は、その組合の行う事業に常時従事する組合員によつて保有されなければならない。

6 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて出資組合に對抗

することができない。

(持分の譲渡)

第八十九條 出資組合の組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲渡人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第九十條 組合員は、各、一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。但し、第八十六條第一項第二号の規定による組合員(以下「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 各組合員は、前項但書の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

3 組合員は、定款で定めるところにより、第百十三條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない

い。

(経費)

第九十一條 施設組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて施設組合に對抗することができない。

(過怠金)

第九十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過怠金を課することができる。

(専用契約)

第九十三條 施設組合は、定款で定めるところにより、一年をこえない期間を限り、組合員がその組合の施設の一部をもつて利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、施設組合は、その締結を拒んだことを理由としてその組合員がその組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入の自由)

第九十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、相当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第九十五條 組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につきその組合の承諾を得た時(組合が加入金を徴収することを定め

た場合には、その支払を了した時)に組合員となる。

2 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につきその組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込を了した時(その組合が加入金を徴収することを定めた場合には、その支払を了した時)又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第九十六條 死亡した組合員の相続人であつて組合員たる資格を有するものが組合に対して定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。この場合には、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(脱退の自由)

第九十七條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第九十八條 組合員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、左に掲げる組合員につ

き、総会の議決によつてすることができ、この場合において、組合は、その総会の日より七日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、その者又は代理人が総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
二 出資の払込、経費の支払その他の組合に対する義務を怠つた組合員
三 その他定款で定める事由に該当する組合員

三 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。
(脱退者の持分の払戻)
第九十九条 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終におけるその出資組合の財産によつて定める。
(時効)
第一百条 前条の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
(払戻の停止)
第一百一条 出資組合は、脱退した組合員がその出資組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。

(出資口数の減少)
第一百二条 出資組合の組合員は、定款で定めるところにより、総会の議決を経てその出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第九十九条及び第一百条の規定を準用する。
第三款 管理
(定款に記載すべき事項)
第一百三条 組合の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、非出資組合であつて第七十九条第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び組合員の委託を受けて行ふ森林の施業又は経営に関する事業（以下「委託事業」という。）のいずれをも行わないものの定款には第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を、その他の非出資組合の定款には第六号に掲げる事項を、生産組合の定款には第七号に掲げる事項を記載しなくともよい。

一 事業
二 名称
三 地区
四 事務所所在地
五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
六 出資一口の金額及びその払戻の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
七 経費の分担に関する規定
八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定
九 準備金の額及びその積立の方法
十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定
十一 事業年度
十二 公告の方法

議決を経てその出資口数を減少することができる。

2 組合の定款には、前項に掲げる事項の外、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

3 農林大臣は、模範定款例を定めることができる。
(規約で定めざる事項)
第一百四条 左に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定
三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項
(役員の数及び選挙)
第一百五条 組合に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、施設組合にあつては五人以上、生産組合にあつては三人以上とし、監事の定数は、施設組合にあつては二人以上、生産組合にあつては一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
4 役員は、無記名投票によつて行ふ。
5 投票は組合員（准組合員を除く。以下この条において同じ。）一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者を当選人とする。
7 組合の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。但し、設立当時の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。

2 組合の定款には、前項に掲げる事項の外、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載しなければならない。

3 農林大臣は、模範定款例を定めることができる。
(規約で定めざる事項)
第一百四条 左に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定
三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項
(役員の数及び選挙)
第一百五条 組合に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、施設組合にあつては五人以上、生産組合にあつては三人以上とし、監事の定数は、施設組合にあつては二人以上、生産組合にあつては一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
4 役員は、無記名投票によつて行ふ。
5 投票は組合員（准組合員を除く。以下この条において同じ。）一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者を当選人とする。
7 組合の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。但し、設立当時の理事は、施設組合にあつてはその定数の少くとも五分の三、生産組合にあつてはその全員が、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第一百七十七条の改選の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまでなおその職務を行ふ。
(役員の兼職禁止)
第一百七七条 監事は、理事（仮理事を含む。以下同じ。）又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(就業関係にある者の役員への就任禁止)
第一百八条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（その組合の組合員の営む林業及びその組合

が直接又は間接にその構成員となつて行ふ連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その組合の理事又は監事になることができない。
(理事の自己契約等の禁止)
第一百九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第一百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を召集しなければならない。
第一百十一條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を召集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
第一百十二條 理事の職務を行ふ者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
(総会招集の手続)
第一百十三條 総会招集の通知は、その総会の日より十日前までに、その会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第一百七十七条の改選の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまでなおその職務を行ふ。
(役員の兼職禁止)
第一百七七条 監事は、理事（仮理事を含む。以下同じ。）又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(就業関係にある者の役員への就任禁止)
第一百八条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（その組合の組合員の営む林業及びその組合

が直接又は間接にその構成員となつて行ふ連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その組合の理事又は監事になることができない。
(理事の自己契約等の禁止)
第一百九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第一百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を召集しなければならない。
第一百十一條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を召集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
第一百十二條 理事の職務を行ふ者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
(総会招集の手続)
第一百十三條 総会招集の通知は、その総会の日より十日前までに、その会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてなければならない。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第一百七十七条の改選の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまでなおその職務を行ふ。
(役員の兼職禁止)
第一百七七条 監事は、理事（仮理事を含む。以下同じ。）又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(就業関係にある者の役員への就任禁止)
第一百八条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（その組合の組合員の営む林業及びその組合

が直接又は間接にその構成員となつて行ふ連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その組合の理事又は監事になることができない。
(理事の自己契約等の禁止)
第一百九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第一百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を召集しなければならない。
第一百十一條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を召集することができる。

が直接又は間接にその構成員となつて行ふ連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その組合の理事又は監事になることができない。
(理事の自己契約等の禁止)
第一百九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第一百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を召集しなければならない。
第一百十一條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を召集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
第一百十二條 理事の職務を行ふ者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
(総会招集の手続)
第一百十三條 総会招集の通知は、その総会の日より十日前までに、その会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてなければならない。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第一百七十七条の改選の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまでなおその職務を行ふ。
(役員の兼職禁止)
第一百七七条 監事は、理事（仮理事を含む。以下同じ。）又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(就業関係にある者の役員への就任禁止)
第一百八条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（その組合の組合員の営む林業及びその組合

が直接又は間接にその構成員となつて行ふ連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その組合の理事又は監事になることができない。
(理事の自己契約等の禁止)
第一百九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第一百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を召集しなければならない。
第一百十一條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を召集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。
第一百十二條 理事の職務を行ふ者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
(総会招集の手続)
第一百十三條 総会招集の通知は、その総会の日より十日前までに、その会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つてなければならない。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第一百七十七条の改選の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少くとも一人が就任するまでなおその職務を行ふ。
(役員の兼職禁止)
第一百七七条 監事は、理事（仮理事を含む。以下同じ。）又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(就業関係にある者の役員への就任禁止)
第一百八条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業（その組合の組合員の営む林業及びその組合

が直接又は間接にその構成員となつて行ふ連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その組合の理事又は監事になることができない。
(理事の自己契約等の禁止)
第一百九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第一百十條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を召集しなければならない。
第一百十一條 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を召集することができる。

ならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第百十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第百十五条 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左に掲げる事項を記載しなければならぬ。但し、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなくてよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額及びその払込の年月日

五 准組合員である者については、その旨

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第百十六条 理事は、通常総会の日の一週間前までに、非出資組合であつて第七十九条第二項第一号か

ら第六号までに掲げる事業及び委託事業のいづれをも行わないものにあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(役員改選の請求)

第百十七条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならない。この場合には、第百十一条第二項及び第百十二条の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の日(七日前までにその請求に係る役員にその書面又はその写を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない)。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員に対する民法の準用)

第百十八条 理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第二項(法人の損害賠償)、第五十二条第二項(理事の業務執行)及び第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、同法第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。

(総会の議決事項)

第百十九条 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 毎事業年度内における借入金の最高限度

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可については、第百三十九条第二項、第百四十条及び第百四十一条の規定を準用する。

(総会の議事)

第百二十条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができる。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する者は、総会の議決に加わることができない。

5 前二項の規定によつて議決に加わることができない者の議決権の数は、第一項の出席者の議決権の数に算入しない。

(特別議決事項)

第百二十一条 左に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 組合員の除名

(総会に対する民法及び商法の準用)

第百二十二条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)並びに商法第二百四十四条(総会の議事録)及び第二百四十七条から第二百五十三条まで(決議取消の訴等)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「森林法第六十三条」と、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三条」とあるのは「森林法第二百二十

一条」と読み替へるものとする。

(総代会)

第百二十三条 組合員(准組合員を除く。以下この条において同じ。)の総数が百人をこえる施設組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員でなければならない。

3 総代の定数は、組合員の総数の四分の一以上でなければならない。但し、組合員の総数が二百人をこえる施設組合にあつては、五十人以上であればよい。

4 総代には、第百五条第三項から第六項までの規定を準用する。

5 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選挙し、第百四十六条第一項の設立委員を選任し、又は第百二十一条の事項について議決することができる。

6 施設組合は、第一項の規定により総代会を設けた場合においても、第百十條の規定に基き通常総会を招集しなければならない。

(出資一口の金額の減少)

第百二十四条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなけ

ればならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第百二十五条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。

3 出資組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社の資本の減少の無効の訴）の規定を準用する。

（準備金及び繰越金）
第百二十六条 組合（非出資組合であつて第七十九条第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び委託事業のいづれをも行わないものを除く。）は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 組合は、第七十九条第一項第一号に掲げる指導事業及び同条第二項第八号に掲げる事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）

第百二十七条 組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 施設組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分又は払込済資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済資額に応じてする配当の率は、年五分をこえてはならない。

3 生産組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払い込んだ出資額の割合に応じてし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

第百二十八条 出資組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその払込に充てることができる。

（財務基準）

第百二十九条 前三条に定めるものの外、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができようように、その財務を適正に処理するために従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び資金の貸付に関する基準は、政令で定める。

（組合の持分取得の禁止）

第百三十条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

い。

（信託法の特例）

第百三十一条 組合員の信託を受け、森林の経営を行う施設組合（以下「信託組合」という。）に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

2 信託組合は、他の者と共同して組合員から信託の引受をすることはできない。

3 信託組合は、委託者たる組合員に資金を貸し付ける場合において必要があるときは、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二條（受託者の権利取得の制限）の規定にかかわらず、その組合員の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第百三十二条 信託組合については、信託法第二十二條第一項但書（受託者の権利取得の特例）、第二十三條（管理方法の変更）、第四十六條（受託者の辞任）、第四十七條（受託者の解任）及び第五十八條（信託の解除）に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第百三十三条 信託組合への信託は、信託法第五十六條（信託の終了）に規定する事由の外、左に掲げる事由によつて終了する。

一 信託法第四十四條（受託者の資格喪失）又は第四十六條の規定による受託者としての任務の終了

二 信託法第四十七條の規定による解任

三 組合の解散（合併による解散を除く。）

第百三十四条 信託組合への信託には、信託法第七條（受益者の利益享受）、第二十六條（受託者の管理委任）、第四十一條から第四十三條まで（裁判所の監督、受託者の任務終了及び受託者の辞任の制限）、第四十五條（受託者の管理続続）、第四十八條（裁判所の管理人選任等の処分）、第四十九條（新受託者の選任）及び第六十六條から第七十三條まで（公益信託）の規定は、適用しない。

第四款 設立
（発起人）
第百三十五条 組合を設立するには、施設組合にあつては十人以上、生産組合にあつては五人以上の森林所有者たる個人が発起人となることを必要とする。

（設立準備会）
第百三十六條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

第百三十七條 設立準備会においては、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定め、且つ、出席した者のうち組合員（准組合員を除く。）たる資格を有するもの（その者が法人である場合には、その業務を執行する役員）の中から定款の作成に当るべき者（以下「定款作成委員」という。）を選任しなければならない。

ない。

2 定款作成委員は、施設組合にあつては十人以上、生産組合にあつては五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した者のうち施設組合にあつては第八十六條第一項第一号に掲げる者の、生産組合にあつては同条第二項各号に掲げる者の過半数の同意をもつて決する。

（創立総会）

第百三十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員（准組合員を除く。）たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第九十条、第二百二十條第四項及び第五項並びに商法第二百四十四條（総会の議事録）及び第二百四十七條が

第二百五十三条まで（決議取消の訴等）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは、「森林法第二百一十一条」と読み替へるものとする。

（設立の認可の申請）

第三百三十九条 発起人は、創立總會の終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

（設立の認可）

第四百十条 行政庁は、前条第一項の認可の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分違反する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

第四百十一条 第三百三十九条第一項の認可の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受領した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政庁が第三百三十九条第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間

は、これを第一項の期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決の確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

（理事への事務引渡）

第四百十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後これをすることを妨げない。

（成立の時期）

第四百十三条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第五款 解散及び清算

（解散の理由）

第四百四十四条 組合は、左に掲げる理由によつて解散する。

一 總會の決議

二 組合の合併

三 組合の破算

四 定款で定める存立時期の満了

五 第四百八十二条第一項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第三百三十九条第二項、第四百十条及び第四百十一条の規定を準用する。

4 第一項に掲げる事由による外、施設組合は、組合員（准組合員を除く。）が十人未満になつたことにより、生産組合は、組合員が五人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併の手續）

第四百四十五条 組合が合併しようとするときは、各組合の總會において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第三百三十九条第二項、第四百十条及び第四百十一条の規定を準用する。

4 出資組合の合併には、第二百二十四条及び第二百二十五条の規定を準用する。

第四百四十六条 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員（准組合員を除く。）たる個人又は組合員（准組合員を除く。）たる法人の業務を執行する

る役員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任には、第二百一十一条の規定を準用する。

3 第一項の規定による役員のうち理事の選任には、第五百五条第七項本文の規定を準用する。

（合併の時期）

第四百四十七条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、第六百六十五条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第四百四十八条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行ふ事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務及びその組合が信託組合である場合には、その組合の信託に關する権利義務を含む。）を承継する。

（清算人）

第四百四十九条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

（清算事務）

第五百十条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五百一十一条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第五百一十二条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第五百一十三条 組合の解散及び清算には、民法第七十三条（清算人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散及び清算の監督の管轄）、第三十六条（検査人の選任）、第三十七条ノ二（準用規定）、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項（意見の聴取等）、第三百三十六条（管轄裁判所）、第三百三十七条（清算人の選任又は解任の裁判）及び第三百三十八条（清算人不適格者）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「森林法第四百九条」と読み替へるものとする。

第三節 森林組合連合会（事業の種類）

第五百五十四条 森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、左に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この節において「所屬員」という。）のためにする森林の経営に関する指導

二 会員の行う事業に必要な資金の貸付

三 会員の行う事業に必要な物資の供給

四 所屬員の生産する林産物の運搬、加工、保管又は販売

五 所屬員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成に関する施設

六 所屬員の行う林業に必要な林道の設置その他共同利用に関する施設

七 防火線の設置、病虫害の防除その他所屬員の森林の保護に関する施設

八 所屬員の福利厚生に関する施設

九 林業に関する所屬員の技術の向上及び組合事業に関する所屬員の知識の向上を図るための教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供に関する施設

十 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十一 前各号に掲げる事業の外、会員の指導及び連絡に関する施設

十二 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 連合会は、所屬員以外の者が林道を利用することを拒んではならない。

3 連合会は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を附することを妨げない。但し、第五百

十九条第一項において準用する第八十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対しては、所屬員に附した条件をこえる条件を附してはならない。

4 第一項第二号に掲げる事業を行う連合会は、会員のために、手形の割引をし、定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

5 連合会は、定款で定めるところにより、所屬員以外の者に林道以外の施設を利用させることができる。但し、一事業年度において所屬員以外の者が利用することができず事業の分量の額は、その事業年度において所屬員が利用するその事業の分量の額をこえてはならない。

（会員たる資格）
第五百五十五条 連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合（その連合会を含む。）であつて、前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うもの

（役員）
第五百五十六条 連合会の理事の定数の少くとも五分の三は、所屬員たる森林所有者（その者が法人である場合は、その業務を執行する役員。以下この条において同じ。）

又は会員たる生産組合の理事でなければならぬ。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た施設組合若しくは連合会の組合員若しくは所屬員たる森林所有者又は設立の同意を申し出た生産組合の理事でなければならぬ。

（総会の議決事項）
第五百五十七条 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 第五百九条第一項各号に掲げる事項

二 一会員のためにする手形の割引金額の最高限度

（発起人）
第五百五十八条 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

（準用規定）
第五百五十九条 連合会の事業に関する事項については、第五百五十四条に規定するものの外、第八十条から第八十五条までの規定を準用する。この場合において、第八十条

第一項中「前条第二項第三号」とあるのは「第五百五十四条第一項第四号」と、第八十四条第一項中「第七十九条第二項第九号」とあるのは「第五百五十四条第一項第十号」と読み替へるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第五百五十五条に規定するものの外、第八十八条から第二百二条までの規定を準用する。この場合において、第九十条第一項但書「第八十六条第一項第二号の規定による組合員（以下「准組合員」という。）とあるのは「第百

五十五条第二号の規定による会員（以下第五百五十九条において準用する各規定において「准会員」という。）と読み替へるものとする。

3 連合会の管理に関する事項については、第五百五十六条及び第五百五十七条に規定するものの外、第百三條、第百四條、第百五條第一項から第六項まで（同条第二項中生産組合に関する部分を除く。）、第百六條から第百十八條まで、第百十九條第二項及び第三項並びに第百二十條から第百三十條までの規定を準用する。この場合において、第百三條第一項中「第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事業（以下「委託事業」という。）とあるのは「第百五十四條第一項第二号から第七号までに掲げる事業」と、第百八條中（その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員となつて行ふ連合会の行う事業を除く。）とあるのは（その連合会の所屬員の営む林業及びその連合会の所屬員たる組合若しくは連合会又はその連合会が所屬する連合会の行う事業を除く。）と、第百十六條第一項及び第百二十六條第六條第一項中「第七十九條第二項第一号から第六号までに掲げる事業及び委託事業」とあるのは「第百五十四條第一項第二号から第七号までに掲げる事業」と、第百二十六條第四項中「第七十九條第一項第一号に掲げる指導事業及

び同条第二項第八号に掲げる事業」とあるのは「第五百五十四條第一項第一号に掲げる指導事業及び同項第九号に掲げる事業」と読み替へるものとする。

4 連合会の設立に関する事項については、前条に規定するものの外、第百三十六條から第百四十三條までの規定を準用する。この場合において、第百三十七條第一項中「組合員（准組合員を除く。）たる資格を有するもの（その者が法人である場合には、その業務を執行する役員）」とあるのは「会員（准会員を除く。）たる資格を有する組合又は連合会の理事」と同条第二項中「施設組合にあつては十人以上、生産組合にあつては十人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第三項中「出席した者のうち施設組合にあつては第八十六條第一項第一号に掲げる者の、生産組合にあつては同条第二項各号に掲げる者の過半数」とあるのは「出席した組合又は連合会の過半数」と、第百三十八條第六項において準用する第九十條第一項但書「第八十六條第一項第二号の規定による組合員（以下「准組合員」という。）とあるのは「准組合員」と読み替へるものとする。

5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第百四十四條から第百五十三條までの規定を準用する。この場合において、第百四十四條第四項中「施設組合は、組合員（准組合員を除く。）が十人未満になつたことにより、生産組合

は、組合員が五人未満になつたことに「により」とあるのは「連合会は、会員（准会員を除く。）が二人未満になつたことに「により」と、第四百六十六條第一項中「組合員（准組合員を除く。）たる個人又は組合員（准組合員を除く。）たる法人の業務を執行する役員」とあるのは「（会員（准会員を除く。）の理事）」と読み替へるものとする。

第四節 登記

（設立の登記）

第六十條 組合又は連合会は、非出資組合又は会員に出資をさせない連合会にあつては設立の認可があつた日から、出資組合又は会員に出資させる連合会（以下「出資連合会」という。）にあつては出資の第一回の払込があつた日から、それぞれ二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資組合又は出資連合会にあつては、出資一口の金額、その払込の方法並びに出資の総口数及び払込んだ出資の総額
- 六 存立の時期を定めたときは、その時期
- 七 役員の名及び住所
- 八 公告の方法

3 組合又は連合会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事

項を登記しなければならない。（従たる事務所の新設の登記）

第六十一條 組合又は連合会が新たに従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

（事務所の移転の登記）

第六十二條 組合又は連合会が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

（変更の登記）

第六十三條 第六十條第二項の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に變更の項

記をしなければならない。

2 第六十條第二項第五号の事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。

（解散の登記）

第六十四條 組合又は連合会が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第六十五條 組合又は連合会が合併したときは、合併の認可があつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合又は連合会については変更の登記、合併によつて消滅する組合又は連合会については第六十條第二項の登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第六十六條 清算人は、その就任の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事登

については、第六十三條第一項の規定を準用する。

（清算終了の登記）

第六十七條 組合又は連合会の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第六十八條 組合又は連合会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、森林組合登記簿及び森林組合連合会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第六十九條 組合又は連合会の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面並びに出資組合及び出資連合会にあつては出資総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合又は連合会の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第四百五十五條第四項（第五百五十九條第五項において準用する第五百二十四條第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したこと

を証する書面を添附しなければならない。

第七十條 第六十條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（事務所の新設、移転及び変更の登記の申請）

第七十一條 組合又は連合会の事務所の新設又は事務所の移転その他第六十條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は出資組合若しくは出資連合会の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第二百二十四條第二項（第四百五十五條第四項及び第五百五十九條第三項において準用する場合並びに第五百五十九條第五項において第五百五十九條第四項を準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときはこれに対し弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（解散の登記の申請）

第七十二條 第六十四條の規定による組合又は連合会の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなけ

ればならない。

3 組合又は連合会の解散を命ずる裁判が確定した場合には、非訟事件手続法第三百三十五条及び第九十三条第三項（裁判による会社の解散の登記）の規定を準用する。

第百七十三條 第百六十五條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合又は連合会の理事の申請によつてする。

2 前項の場合には、第百六十九條第三項及び前条第二項の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）
第百七十四條 第百六十六條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第百六十六條第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてし、その申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算終了の登記の申請）
第百七十五條 組合又は連合会の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第百五十二條（第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（登記の期間の計算）
第百七十六條 登記すべき事項であつて行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を計算する。但し、第

百四十一條第二項及び第五項（第百五十九條第四項において準用する場合を含む。）の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を計算する。

（登記事項の公告）

第百七十七條 登記した事項は、登記所において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第百七十八條 組合又は連合会の登記には、非訟事件手続法第百四十二條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第五節 監督

（業務又は財産状況の報告の徴取）
第百七十九條 行政庁は、組合若しくは連合会から、その組合若しくは連合会が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守つていのかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは連合会に対し、その組合員若しくは組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合若しくは連合会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることが出来る。

（業務又は会計状況の検査）
第百八十條 組合員又は役員が、総組合員又は総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したとき

は、行政庁は、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、その組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することが出来る。

（法令等の違反に対する処置）
第百八十一條 行政庁は、第百七十九條の規定による報告を徴した場合又は前条の規定による検査を行つた場合において、その組合又は連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、その組合又は連合会に對し、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

（裁判所による解散命令）
第百八十二條 組合若しくは連合会がこの法律の規定若しくは他の法律の特別の規定に基いて行うことが出来る事業以外の事業を行つたとき若しくは前条の規定による命令に従わなかつたとき、又は生産組合につき第八十七條若しくは第八十八條第五項の規定の違反があつたときは、裁判所は、行政庁の申立により、その組合又は連合会の解散を命ずることが出来る。

2 前項の規定による事件は、その組合又は連合会の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合における手続については、最高裁判所の定めるところによる。

るによる。

（議決、選挙及び当選の取消）
第百八十三條 組合員（准組合員を除く。）又は役員（准役員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）又は総役員（准役員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内にその議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことが出来る。

2 前項の規定は、創立総会の場合に準用する。

（専用契約の取消）
第百八十四條 行政庁は、第九十三条第一項（第百五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の内容が公益に反すると認めるときは、その契約を取り消すことが出来る。

（所管行政庁）
第百八十五條 この章中「行政庁」とあるのは、第百四十八條（第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域又はその区域をこえる区域を地区とする組合又は連合会については農林大臣、その他の組合又は連合会については都道府県知事とする。

2 この章に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

任することができる。

第七章 雜則

（共有林の分割請求の制限）
第百八十六條 森林の共有者は、民法第二百五十六條第一項（共有物の分割請求）の規定にかかわらず、その共有に係る森林の分割を請求することができない。但し、各共有者の持分の価額に従ひその過半数をもつて分割の請求をすることを妨げない。

（林業技術普及員及び林業経営指導員）
第百八十七條 都道府県に林業技術普及員及び林業経営指導員を置き、その都道府県の吏員をもつて充てる。

2 都道府県知事は森林区ごとに、これを担当する林業経営指導員を定めなければならない。

3 林業技術普及員は、林業技術に関する試験研究の成果の普及に関する事務に、林業経営指導員は、森林区実施計画の作成及びその実施の監督に関する事務に従事する。

（立入調査等）
第百八十八條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、測量若しくは実地調査をさせ、標識を建設させ、又は

測量、実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 前項の規定により他人の森林に立ち入つて測量、実地調査、標識建設又は立木竹の伐採をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国又は都道府県は、第二項の規定による当該職員の処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(揭示)

第百八十九条 農林大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による通知又は命令をする場合において、相手方が知れないとき又はその所在が不明なときは、その通知又は命令に係る森林、土地又は工作物等の所在地の属する市町村の事務所の揭示場、その通知又は命令の内容を揭示するとともに、その要旨及び揭示した旨を官報又は都道府県の公報に掲載しなければならない。この場合においては、その揭示を始めた日又は官報若しくは都道府県の公報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(特別区等に対する適用)

第百九十条 この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法(昭和

二十二年法律第六十七号)第百五十五条第二項の市にあつては区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

(訴訟)

第百九十一条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は認可の申請に対する許可、裁定その他の行政庁の処分(第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分を除く。)に不服がある者は、訴訟を提起することができる。

2 農林大臣は、第四章の規定による都道府県知事の認可又は裁定に関する訴訟の裁決をする場合には、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。保安林又は保安施設地区の指定又は解除に関する訴訟であつてその不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものの裁決をする場合もまた同様とする。

(都道府県の費用負担)

第百九十二条 左の各号に掲げる費用は、都道府県の負担とする。

一 森林区画設計書の作成及び実施に要する費用

二 森林区画設計書の作成及び実施に要する費用

三 都道府県森林審議会に要する費用

四 保安林に關し都道府県知事が行う事務に要する費用

(国庫の補助)

第百九十三条 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び森林区画設計書に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはそ

の要する費用の一部を、市町村その他の政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

第百九十四条 国は、林業に關する試験研究をする者に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その試験研究に要する費用の一部を補助する。

第百九十五条 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、林業技術普及員及び林業経営指導員の設置のため必要な費用の二分の一以内を補助する。

第百九十六条 国は、都道府県に對し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第百九十二条の規定により都道府県が負担する費用の二分の一以内を補助する。

第八章 罰則

第百九十七条 森林においてその産物(人工を加えたものを含む。)を窃取した者は、森林窃盜とし、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

第百九十八条 森林窃盜が保安林の区域内において犯したものであるときは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第百九十九条 森林窃盜の贓物を原料として木材、木炭その他の物品を製造した場合には、その物品は、森林窃盜の贓物とみなす。

第二百条 民法第百九十六条(占有者の費用償還請求權)の規定は、森林窃盜の贓物の回復には適用しない。但し、善意の取得者につい

てはこの限りでない。

第二百一条 森林窃盜の贓物を收受した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

2 森林窃盜の贓物の運搬、寄藏、故買又は牙保をした者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第二百二条 他人の森林に放火した者は、二年以上の有期懲役に處する。

2 自己の森林に放火した者は、六月以上七年以下の懲役に處する。

3 前項の場合において、他人の森林に延焼したときは、六月以上十年以下の懲役に處する。

4 前二項の場合において、その森林が保安林であるときは、一年以上の有期懲役に處する。

第二百三条 火を失して他人の森林を焼燬した者は、五万円以下の罰金に處する。

2 火を失して自己の森林を焼燬し、これによつて公共の危険を生じさせた者も前項と同様とする。

第二百四条 第百九十七条、第百九十八条及び第二百二条の未遂罪は、これを罰する。

第二百五条 第二十一条第一項又は第二十二條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に處する。

この場合において、その火入をした森林が保安林であるときは、三万円以下の罰金に處する。

第二百六条 第十六條第一項の規定に違反し、制限林の立木を伐採した者は、三万円以下の罰金に處する。

第二百七条 左の各号の一に該當する者は、二万円以下の罰金に處する。

一 第三十一条の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

二 第三十四条第一項の規定に違反し、立竹を伐採し、家畜を放牧し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

第二百八条 左の各号の一に該當する者は、一万円以下の罰金に處する。

一 第十六條第一項の規定に違反し、普通林の立木を伐採した者

二 第三十九条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

第二百九条 第十五條の規定に違反し、届出書を提出しないで立木を伐採した者は、五千円以下の罰金に處する。

第二百十條 組合又は連合会の役員が、どのような名義をもつてするものであつても、組合若しくは連合会の事業の範囲外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は授取のために組合若しくは連合会の財産を処分したときは、

これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、適用しない。

第二百一十條 第八十條第四項（第百五十九條第一項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第百七十九條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第百八十條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、千円以下の罰金に処する。

第二百十二條 第百九十七條若しくは第百九十八條の罪（これらの未遂罪を含む。）又は第二百一十條若しくは第二百十條第一項の罪を犯した者には、情状により懲役刑及び罰金刑を併科することができ

る。

第二百十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二百五十條から第二百九十九條まで及び第二百一十條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務又は財産に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第二百十四條 左の場合には、組合又は連合会の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第七十九條第四項、第五項但書若しくは第七項但書又は第百五十四條第二項、第三項但書若しくは第五項但書の規定に違反したとき。

三 第九十三條第二項（第百五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第九十四條（第百五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第百七十七條（第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第百十條、第百一十條第二項又は第百十二條（以上の各規定を第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第百十五條又は第百十六條（以上の各規定を第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第百十七條第五項（第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第百二十四條若しくは第百二十五條第二項（以上の各規定を第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第百四十五條第四項（第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）において準用する第百二十四條若しくは第百二十五條第二項の規定に違反して出資組合の合併をしたとき。

十 第百二十六條又は第百二十七條（以上の各規定を第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第百三十條（第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十二 第百四十四條第五項（第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第百五十條又は第百五十二條（以上の各規定を第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十四 第百五十一條（第百五十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十五 第百五十三條（第百五十九條第五項において準用する場合

を含む。以下この条において同じ。）において準用する民法第七十九條第一項（債権申出の公告と催告）又は同法第八十一條第一項（清算中の破産）に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第百五十三條において準用する民法第七十九條の規定に違反して同項の期間内に債権者に弁済したとき。

十七 第百五十三條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十八 この法律の規定による登記を怠つたとき。

第二百十五條 第七十五條第二項又は第八十一條第二項（第百五十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 森林法（明治四十年法律第四十三号）は、廃止する。

森林法施行法案

森林法施行法

（旧法の施業案等）

第一条 森林法（明治四十年法律第四十三号）（以下「旧法」という。）第九條又は第六十九條ノ三の規定により編成された施業案及び同法第十條第一項の規定により都道府県知事がした指定であつて森林法（昭和二十六年法律第百号）（以下「新法」という。）の

施行の際現に効力を有するものについては、新法附則第二項の規定にかかわらず、旧法第九條から第十一條ノ二まで、第十三條ノ三、第六十九條ノ三、第六十九條ノ四、第九十四條ノ二、第六十九條ノ四、第九十四條ノ二、第六十九條ノ四、第九十四條ノ二の規定は、その施業案又はその指定に係る森林の所在する森林区について第三條第三項の規定により定められた森林区実施計画の期間が開始するまでは、なをその効力を有する。

2 旧法の規定による森林組合（以下「旧組合」という。）が解散し、又は第七條第一項の規定により新法の規定による森林組合（以下「新組合」という。）となつた場合において、前項の森林区実施計画の期間がまだ開始していないときは、旧法第六十九條ノ三の規定によりその旧組合が編成した施業案であつて新法の施行の際効力を有していたものは、その旧組合が解散し、又は新組合となつた時以後においては、各組合員ごとに旧法第九條の規定により編成された施業案とみなす。

（伐採についての経過規定）

第二条 新法の施行後六十日間、新法第十五條中「伐採の日」の六十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替へるものとす

る。

2 森林所有者その他権原に基き森林の立木の使用又は収益をする者は、その森林の所在する森林区について第三條第三項の規定により定められた森林区実施計画の期間の開始前に、新法第十六條第一項

の規定により伐採の許可を必要とする立木を伐採しようとするときは、省令で定める手続に従い、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定により伐採の届出をした立木をその届出に従つて伐採する場合に、新法第十六条第一項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定に違反し、届出をしないで同項の立木を伐採した者は、五千円以下の罰金に処する。

(森林計画の特例)

第三条 新法の施行後、新法第四条第一項の規定により各基本計画画について最初に定める森林基本計画の期間は、同項の規定にかかわらず、農林大臣が各森林基本計画ごとに定める日から昭和二十七年三月三十一日までとする。

2 前項の森林基本計画には、伐採方法その他森林の立木の伐採に関する事項以外の事項は、定めることを要しない。

3 都道府県知事は、新法第四条第六項の規定により第一項の森林基本計画を指示されたときは、新法第七条の規定による森林区画設計画を定めることなく、その基本計画画区内の民有林について新法第八条の規定により森林区画設計画を定めなければならない。この場合において、同条第一項中「森林区画設計画に基き、毎年十月三十一日までに翌年の四月一日以降一年間の」とあるのは「指示された森林基本計画に基き、その指示の日から三十日以内にその森林基本計画の期間を期間とする」と、同条

第三項中「三十日以内」とあるのは「十五日以内」と、同条第四項中「十二月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月三十一日」と読み替へるものとする。

4 前項の森林区画設計画には、新法第八条第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他森林の立木の伐採に關し必要な事項以外の事項は、定めることを要しない。

第四條 昭和二十七年四月一日を始期とする森林基本計画については、新法第四条第一項の規定中「五年ごと」と、翌年四月一日以降五年間」とあるのは「昭和二十七年四月一日以降一年から五年までの間において農林大臣が基本計画画ごとに定める期間」と読み替へるものとする。

2 前項の森林基本計画に基いて定める森林区画設計画については、新法第七条第一項中「翌年四月一日以降五年間の」とあるのは「その森林基本計画の期間を期間とする」と読み替へるものとする。

(旧法による保安林に関する制限等の効力)

第五條 旧法第二十七條（旧法第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による保安林についての使用収益の制限若しくは禁止又は施業若しくは保護の方法の指定であつて、新法の施行の際現に効力を有するものは、新法附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

2 前項の制限若しくは禁止又は指定に關しては、旧法第二十八條から第三十條まで、第三十三條、第三十四條（これらの規定を旧法第三十六條において準用する場合を含む。）及び第九十八條の規定は、新法附則第二項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

第六條 旧組合及び旧法の規定による森林組合連合会（以下「旧連合会」という。）であつて新法の施行の際現に存するものについては、新法附則第二項の規定にかかわらず、旧法第五章の規定は、なおその効力を有する。

2 旧組合及び旧連合会には、新法第七十五條第二項の規定は、適用しない。

三 旧組合又は旧連合会であつて新法の施行の日から旧組合にあつては八箇月を、旧連合会にあつては九箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、それぞれその時に解散する。（新組合又は新連合会への組織変更）

第七條 旧組合又は旧連合会は、前条第三項の期間内に定款を変更して、旧組合にあつては新組合と、旧連合会にあつては新法の規定による森林組合連合会（以下「新連合会」という。）となることのできる。

2 前項の旧組合の定款の変更は、森林組合令（昭和十五年勅令第五百五十九号）の規定にかかわらず、総組合員の三分の二以上、且つ、総組合員のうち組織変更後の新組合の組合員（准組合員を除く。）となる資格を有するものの半

数以上が出席した總會において、決議決権数の三分の二以上で出席した組合員の二分の一以上、且つ、出席した組合員のうち組織変更後の新組合の組合員（准組合員を除く。）となる資格を有するものの三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第八條 旧組合又は旧連合会が組織変更により新組合又は新連合会となる場合には、地区を変更し、又は出資一口の金額を減少することのできない。

2 旧組合又は旧連合会であつて組合員又は組合員に出資をさせているものは、組織変更により非出資の新組合又は新連合会となることのできない。

（組織変更の認可）

第九條 旧組合又は旧連合会が第七條の規定により定款変更の議決をしたときは、遅滞なく、新定款を旧組合にあつては都道府県知事に、旧連合会にあつては農林大臣に提出して組織変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の認可の申請については、新法第四百四十條及び第四百四十一條の規定を準用する。

（組織変更の登記）

第十條 旧組合又は旧連合会は、組織変更の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において組織変更の登記をしなければならない。

3 旧組合又は旧連合会は、第一項の登記をすることによつて新組合又は新連合会となる。

4 第一項の登記については、新法第六十條第三項、第六十九條第一項及び第二項並びに第七十條の規定を準用する。

5 第一項の登記の申請には、その旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧組合又は旧連合会の登記簿の謄本を添附しなければならない。

6 旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その旧組合又は旧連合会の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

7 旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官吏は、その旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

8 前項の通知があつた場合には、第六項の規定を準用する。

9 第六項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、登記官吏は、その旧組合又は旧連合会の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

10 前項の通知があつた場合には、第六項の規定を準用する。

（脱退）

第十一條 旧組合が第七條第一項の

規定により新組合となつた場合には、その旧組合の組合員のうち新組合の組合員たる資格を有しないものは、旧組合が新組合となつた時にその旧組合を脱退したものとみなす。

2 前項の場合において、新組合の組合員となつた者が、新組合の組合員となつた日から二週間以内、その新組合に対して脱退する旨を通知したときは、新法第九十七条第一項の規定にかかわらず、その組合員は、その通知をした時にその新組合を脱退する。

(新組合と旧連合会との関係)

第十二条 旧連合会の会員たる旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた時に、その旧連合会が新連合会への組織変更をしていないときは、旧法第七十四條第二項の規定にかかわらず、その新組合は、引き続きその旧連合会の会員たる地位を失わない。

2 前項の新組合は、新組合となつた日から二週間以内、同項の旧連合会に対し脱退する旨を通知したときは、森林組合令第六十九條の規定にかかわらず、その時にその旧連合会を脱退する。

(旧組合と新連合会との関係)

第十三条 旧連合会が第七條第一項の規定により新連合会となつた時に、その旧連合会の会員たる旧組合が新組合への組織変更をしていないときは、新法第五十五條第二号の規定にかかわらず、その旧組合は、その時にその新連合会の准会員となる。

2 前項の規定により新連合会の準

会員となつた旧組合は、旧連合会が新連合会となつた日から二週間以内、その新連合会に対し脱退する旨を通知したときは、新法第五十九條第二項において準用する第九十七條第一項の規定にかかわらず、その時にその新連合会を脱退する。

(組織変更後の組合員又は会員の責任)

第十四条 旧組合又は旧連合会が第七條第一項の規定により新組合又は新連合会となる際旧組合の組合員又は旧連合会の会員の持分の上に存した質権は、その組合員又は

会員が新組合の組合員又は新連合会の会員となつたときは、その者の有すべき新法第九十九條第一項(新法第五十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による払戻請求権、新法第二百七十七條(新法第二百九十九條第三項において準用する場合を含む。)の配当請求権及び新組合又は新連合会が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとす。

2 旧組合が第七條第一項の規定により新組合となつた場合において、その旧組合が追補責任の組合であつたときは、その旧組合の組合員であつて新組合の組合員となつたものは、組織変更前に生じた旧組合の債務については、新法第八十八條第四項の規定にかかわらず、旧法第七十條ノ三第一項の規定による責任を免れることができる。

3 前項の責任は、旧組合が新組合

となつた日から二年以内に請求又は請求の予告がなかつた債権については、その期間を経過した時に消滅する。

(事業範囲の特例)

第十五条 旧組合又は旧連合会が第七條第一項の規定により新組合又は新連合会となつた際、従前旧組合又は旧連合会として行つていた事業の範囲を縮小したときは、その縮小した事業の残務を処理するために必要な行為は、新法の規定にかかわらず、行うことができる。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「若ハ漁業協同組合」を、「漁業協同組合若ハ森林組合」に改める。

(登録税法の一部改正)

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「林業会」を「森林組合、森林組合連合会」に改める。

(事業者団体の一部改正)

第十八条 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「中 小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)」の次に「リ 森林法(昭和二十六年法律第 号)」を加え、同項第二号中「ロ 森林法(明治四十年法律第

四十三号)」を「ロ 旧森林法(明治四十年法律第四十三号)」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十九条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は水産業協同組合」を、「水産業協同組合、森林組合又は森林組合連合会」に改める。

(造林臨時措置法の一部改正)

第二十条 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「森林法(明治四十年法律第四十三号)第九条又は第六十九條ノ三の規定による施業案(以下単に「施業案」という。)」を「森林法(昭和二十六年法律第 号)第八条の規定に

第六十五條第一項の表中「地方 森林会

「中央森林審議会」森林に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、同条第二項中「地方森林会」を「中央森林審議会」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第二十二條 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五條中「森林法(明治四十年法律第四十三号)」を「森林法(昭和二十六年法律第 号)」に改める。

よる森林区実施計画」に、「当該施業案」を「当該森林区実施計画」に改める。

第二十二條見出しを含む。中 「施業案」を「森林区実施計画」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第二十一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十号を次のように改める。

五十 森林法(昭和二十六年法律第 号)に基く森林基本計画を定めて都道府県知事に指示すること。

第四條第五十二号を次のように改める。

五十二 削除

第四條第五十六号中「編入」を「指定」に改める。

森林法(明治四十年法律第四十三号)の規定によりその権限に属させたる事項を調査審議すること。」

(農林漁業資金融通法の一部改正)

第二十三條 農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

第三條第一項の表中造林に必要な

な資金の部の次に次のように加える。

——二の二 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 年四分五厘 年三分五厘 二十五年

第三条第二項に次の但書を加える。

但し、森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金を貸し付ける場合の貸金の限度は、貸付に係る森林の立木で都道府県知事が定める利用伐期齢級以上の齢級に属するもののうち、適正伐期齢級に達しないものの評価額とする。

第三条第三項中「貸付金の償還は、割賦償還」の下に「(前条第二号の二の規定による貸付金については定期一時償還)」を加える。

(旧法に基づく処分等の経過規定)

第二十四条 新法の施行前に既に生じた旧法第二十八条(旧法第三十六條)において準用する場合を含む。に規定する損害の補償及び新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、新法附則第二項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

2 旧法の規定(第五章の規定を除く。)又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、議決、申請、請求、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令にこれに相当する規定がある場合には、これらの規定によつてしたものと同みなす。

附則

この法律は、新法の施行の日から施行する。

五月十九日本委員会に左の事件を付託された

一、熊本県築山村用水ため池建設に関する請願(第一七三五号)

一、石川県知事拓事案反対に関する請願(第一七八一号)

一、宮崎県川南牧場青鹿地内にかんがうため池築設の請願(第一七九三号)

一、社寺等に無償で貸付けてある財産の処分に関する法律中一部改正に関する請願(第一八〇五号)

一、種子もみ購入費国庫補助に関する陳情(第四一三三号)

第一七三五号 昭和二十六年五月八日受理

熊本県築山村用水ため池建設に関する請願

請願者 熊本県玉名郡築山村長 本田徳次外二十五名

紹介議員 谷口弥三郎君

熊本県玉名郡築山村は、小岱は南麓に位する畑百四十余町歩、水田百五十八町歩の一農村であるが、水田かんがい用水としては北部小岱山けい谷を源とする境川および点在する小ため池五箇所に依存している。しかるにひでりが数日続くと水田の八割はかんばつをこうむり、年々のかん害によつて農民の窮乏は深刻を極めているから、当村農民救済のため、昭和二十六年団体営土地改良事業として、築山村用水ため池工事を行せられたいとの請願。

第一七八一号 昭和二十六年五月九日受理

石川県知事拓事案反対に関する請願

請願者 石川県羽咋郡越路野村 干路 島田八良外二百八十四名

紹介議員 青山 正一君

石川県羽咋郡知事は、主要食糧増産を目的として、全面干拓が講ぜられ既にその一部の工事が実施されておるが、本干拓事業が食糧国策上避け難いものであるとしても、その完成には多くの時日を要し、しかもその間工事の進捗よくに伴い、漁民の生活は漸次窮迫に迫り込まれることは必定であるから、このような計画には反対である。もしどうしても実施するならば、(一)これによつて損害をこうむる漁民に補償の途を講ずること、(二)右の補償に対する具体的計画をすみやかに開示すること、(三)補償計画を実施するまで工事を中止すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七九三号 昭和二十六年五月九日受理

宮崎県川南牧場青鹿地内にかんがうため池築設の請願

請願者 宮崎県議會議長 日高 彌一

紹介議員 三輪 貞治君

農林省高鍋、川南開拓建設事業中唐瀬原降下場地区は、地下水位が極めて低く火山灰土質であるためかん害を受けやすく、昭和二十二年のかんばつには、じんだの被害を受け開拓者の困窮は、その極に達した状態であるから、昭和九年度の農林省土地利用計画に基き調査計画された平田川上流の川南牧場内青鹿ため池築造計画をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一八〇五号 昭和二十六年五月十日受理

社寺等に無償で貸付けてある財産の処分に関する法律中一部改正に関する請願

請願者 広島県佐伯郡宮島町 島神社内 野坂元定外九十七名

紹介議員 山下 義信君 岩沢 忠恭君 仁田 竹一 君 山田 節男君 福瀬 常猪君

国有の元社寺保管林の譲手を受け社寺の尊厳を維持して積極的宗教活動を展開することが、むしろ国家再建のため急務であるという結論に到達したが、昭和二十二年法律第五十二号および同年農林省令第四十一号による譲手申請期限(昭和二十三年五月一日)を遙に過ぎ如何とも致し難いから、昭和二十二年法律第五十三号第一条第一項による期間を延長されたいとの請願。

第四一三三号 昭和二十六年五月十二日受理

種子もみ購入費国庫補助に関する陳情

陳情者 熊本市南千反畑町三三三熊本県指導農業協同組合連合会長 三島寿作

本年から食糧法の一部改正を行い種子もみを供出からはずし、生産者から種子取扱業者を通じ移動されることによつて種子もみについての中間経費は全額種子もみ需要農家の負担となる。食糧米については国民の経費によつて生産者価格と消費者価格の差を縮めあるいは下回るような政策をとり、一方増産の基礎として最も重要な種子もみについては何等国の援助が行われないこと

とは農民の承服し得ないところであるから、農民の購入する種子もみに対しても相当額の国庫補助を行われたいとの陳情。

五月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、森林法案(衆・予備審査のための付託は五月十八日)

一、森林法施行法案(衆・予備審査のための付託は五月十八日)

一、農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆・予備審査のための付託は五月九日)

一、畜大競技法案(衆・予備審査のための付託は五月十八日)